

いじめ対策調査特別委員会議事日程（第1号）

平成29年3月2日（木）午後2時30分開会

議事日程（第1号）

第1 付託議案の審査

議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について

出席委員（16名）

委員長	齊藤正範	委員			
	赤丸秀雄	委員		水本淳一	委員
	廣田清実	委員		高橋安子	委員
	村松信一	委員		昆秀一	委員
	藤原梅昭	委員		川村農夫	委員
	山崎道夫	委員		高橋七郎	委員
	川村よし子	委員		小川文子	委員
	藤原由巳	委員		藤原義一	委員
	米倉清志	委員			

欠席委員（1名）

長谷川和男 委員

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田 孝君 係 長 藤原和久君

午後 2時30分 開会

○委員長（齊藤正範委員） 皆さんご苦労さまでございます。足かけ3年目になりますけれども、いじめ対策調査特別委員会にいじめ条例の本会議で付託されたわけなのですけれども、その条例の審議をただいまから行いたいと思います。

説明は、全協で受けましたので、きょうは、条項についての皆さんの意見をお聞きしたいということで開催したいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、出席委員の確認です。長谷川委員が都合により欠席という届け出がありますので、お知らせしたいと思います。

それでは、会議に先立ちまして委員の皆さんにお諮りします。本委員会の傍聴希望者には、委員会条例第17条第1項の規定により、傍聴の許可をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ご異議ないようでありますので、許可することに決定いたします。

議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について

○委員長（齊藤正範委員） ただいまから本日のいじめ対策調査特別委員会を開会します。

それでは、ただいまから協議のほうに移っていきたいと思います。

この委員会は、2015年7月23日に第1回の委員会を開催後、委員会を9回、幹事会9回開催してまいりました。全協の場でいじめ防止条例の制定について、当局のほうから説明を受けたわけでありますので、この件につきまして、パブリックコメント等も含めた資料を前段に皆様にお渡ししておりますので、それらを踏まえた中での考え方等について意見をお聞きいたしたいと思います。

早速ではありますけれども、この条例について思ったこと、意見、そして提言等ありましたら発言してもらいたいと思います。

どなたか発言する方。

山崎委員。

○（山崎道夫委員） このパブリックコメント、この前、何日か前に配付になっておりましたので、目を通しました。これには、21の方が、それぞれこの条例に対する問題点や、あるいは今後こういう部分で検討すべきだという部分で、それぞれの意見が寄せられているわけ

ですが、特に整理番号6、7、9、11、14、15、20、21ということで8人の方々が条例制定に当たっては、やっぱり急がないで子どもたちの置かれている現状、それから保護者、教職員あるいは専門家の意見をよく聞いて、現状をしっかりと、実態把握をしながら共通認識を持って、しっかりと検討して、いじめ防止基本条例を制定すべきであるという、異口同音にそういうふうな話が意見として出されています。私も時間をかけてじっくり見させていただきました。一つ一つ取り上げるというのは、時間的な制約もありますが、やっぱり拙速に進めるというパブリックコメントの中では、この言葉が何点か出ているわけです。拙速に進めるべきではないと。

いじめというのは、定義はあるのですが、やっぱりいわゆる犯罪ということを使う人もいますけれども、ある意味やっぱり暴力という部分もありますし、権利侵害という部分もありますし、かなり意味合いが広いといえますか、もう捉え方でいけば、学者によっては相当な捉え方をしている方も、範囲が広いと訴える方もいると思いますが、私たちはそこまでなかなか言い切れないのですが、実は、昨年1月13日だったと思いますが、滋賀県の大津市、これは会派で政策研究、研修に行ってきたのですが、そのときの話を聞いたときには、23年10月に、やっぱり中学2年生がみずから命を断ったのですが、その後第三者委員会が5カ月間で調査報告がされたと。それを受けて、今度はいじめ防止条例を制定するということがあったようですが、これは議員発議でやっているわけです。それで、議員さんたち、あそこは34万人もいるところですので、議員が四十何人もいるのですが、それぞれ部会、分科会みたいなものをつくって、そして大学の早稲田大学とか、たしか創価大学とか、京都何だか大学、大学の先生方をやっぱり入れて、かなりの深いところまでしっかりと協議をしてきたと。その中で、やっぱり市の責務とか、学校の責務とか、家庭の責務を明記したもののいじめ防止の条例だったわけですが、やっぱりその中で一番力を入れたのは、理念型の条例では、やっぱり実効性が乏しいということで、現場で、いわゆる子どもたちとか教員とか、いわゆるここは市ですから、市の行政とか、そういうそれぞれの任務があるわけですが、現実にはやっぱり近いところ、取り組める中身をやっぱりつくるべきだということでやってきたようです。中身は、きょうは、お話しませんが、いずれ子どもも保護者も、それから教育委員会とか、市も、これだったら市民が納得して、やっぱり全体のものとして取り組めるだろうということで、かなりの時間をかけて精査をしながらつくったというのが、大津のいじめ防止の条例だったわけです。

私たちのほうは、31回いじめ問題対策委員会、これはいわゆるあれですものね、この案を

つくった回数ではないような気がしますけれども、案をどの程度日数をかけてやったのか、ちょっとそこが明確になっていないのですが、そしてこの案をつくったときの議員さんたちがどういう方たちが所属をして、どういう方たちで構成しているのかというのも、ちょっとわかり切れていない部分もありますので、そういった意味では、ちょっとやっぱり時間が足りないのではないかと。というのは、私たちもしっかりとそれを検証するに当たって、あるいは今度の3月21日の本会議に向けて、例えばそれを可決するということになれば、時間的な検討する時間が本当に少ないのではないかなというふうに思うのです。

やっぱりさっき私言ったように、特別委員会として、町の責務、教育委員会の責務、学校の責務、保護者の責務、町民等の責務、それから児童の責務、児童については、児童の役割というふうなことで文言は、かなり本町のこの案とは違うのですが、やっぱりそういったところをしっかりと大学の先生たちにも、いわゆるいろいろアドバイスを受けながらつくっているわけです。それを2年後には見直しをするということで1回つくったわけです。2年後には見直しをしているわけです。やっぱりそういうふうなことを考えれば、本当に真剣になってやる時間が足りないのではないかとという気が私はしています。

だから、そういうふうなことを考えていくと、きょうは2日ですから、もう3週間ないわけです。これ毎日のように議会の日程入っていますので、時間をかけて私たちが一つ一つかみ砕いていくというのは、まずかなり難しいだろうというふうに思っています。したがって、やっぱり特別委員会を設置していますので、条例を制定して、大体そこで幕引きをするというようなシナリオはあると思いますが、まだちょっと早いのではないかなという、私はそういう気がしています。

したがって、時間をもう少しかけて、議会として本当に町民にこれでいきますよと、これで矢巾町のいじめに対して真剣にやっぱりこの形で取り組んでいくよということを納得してもらおう。全員が納得するというのは、なかなか難しいと思いますが、その説明するときの、やっぱり私たちなりの材料がないと、当局提案で、はいわかりましたとってしまったような形では、これはちょっとまずいのではないかとというふうに思いますので、その辺をもう少し考えてほしいなというのが私の気持ちです。

以上でございます。

○委員長（齊藤正範委員） きょうの特別委員会開催前に、幹事の方々に集まってもらいまして、進め方について、前回も協議したわけなのですが、今回については、協議させてもらいました。今般3月議会について、一般質問でいじめに関する事項の質問も複数の方が

質問事案として取り上げられております。また、ただいま山崎委員がおっしゃられたとおり、この内容でもう少し当局に聞きたい内容があるという部分も考えられるのではないかということで、幹事会においては、きょうの出された意見をそれぞれの会派が持ち帰って、再度協議して、意見をまとめて出してもらおうということでまとまりましたけれども、それにつけ加えて、わからない点の質問等、先ほど山崎委員、何点か話しましたけれども、それらも当局に会派で説明してもらって、メモにさせていただいて、回答も特別委員会のほうにこういう回答だったということを知らせてもらったらいかがかというような幹事会では、そういう意見が出ておりました。最終的には、この場で決定するようになることですが、そんなことで進めたらということがありましたので、お知らせしたいと思います。それはきょうの会議の終わる前に取り決めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

そのほか意見のある方、いらっしゃいませんか。

パブリックコメントにも記載がありましたけれども、県内で初めてのいじめ防止条例の制定という部分もありますものですから、やはりなかなか制定については、難しい面等、いろいろ考えられますけれども、できれば委員の方々みんな全員一致で賛成で条例制定に向きたいなという気持ちを持っておりますから、忌憚なくこの場は意見を出してもらいたいなというように思っております。

はい、廣田委員、どうぞ。

- （廣田清実委員） 条例に関してですけれども、26年7月にいじめ基本方針は、もう出されています。その内容が、今回出ている条例の中に細かく入っていると思うのです、私は。それを考えると、26年7月に出されている部分である程度審議されている部分だろうと思えますし、私は条例は条例として早くやって、それをどうやって町民に周知するかが、いわば時間的なことを考えれば、延ばせば延ばすほど、やっぱり後まって何か問題が起きたときに、やっぱり早く出していくべきではないかなという部分があるのであれば、やっぱり条例としてはっきり、私は精査されて、教育方針の中身がよく出ている条例だと思います。ですし、町の当局長からの説明も受けてありますので、私は早目に条例を制定して、これを町民に、それから保護者なり、いろんな関係者の方に周知徹底をするべきではないかなと私は思います。それがいじめ防止の対策とすれば、これから条例があるから、必ず、条例の文言があるから、これですぐいじめがなくなるという問題ではなくて、やっぱりこの条例があって、これを周知することによっていじめがなくなる、矢巾町の子供たちの関係がよくなるという部分だと思いますので、私は条例制定に関しては、早目に制定するべきだと思います。

○委員長（齊藤正範委員） その他、ランダムで結構でありますので、後で私どもでちょっとまとめたいと思いますので、意見のある方、出してほしいと思います。

藤原委員、どうぞ。

○（藤原由巳委員） この条例の中身はまず置きまして、委員会としてどう取り組むべきかという方針を委員長のほうからきちんと出してもらわないと、進み方が全く見えないのです。2月20日に付託を受けました。きょう3月2日、これほどいろんな意見があるのであれば、もっと早くこの委員会をやって、やはり少なくともいろいろ議論してつくられた条例だと思うので、最終日の本会議には、少なくとも何らかの形で上程して、可否を求めるべき事案だというふうに私は思うのです。ですから、さっきいろんなご意見もあったし、委員長の話もありました。では、会派で協議するのも結構だと思います。もしそうであれば、この場はすぐ散会して、会派協議に移って、すぐメモで疑問点を出すように進めたらいかかかと私は思います。

以上です。

○委員長（齊藤正範委員） ちょっと私の説明の舌足らずの部分があったかもしれませんがけれども、出された意見について会派でまとめてという部分につきましては、条例に対しての賛成意見、反対事項、そして当然附帯として意見をつけることが多分出てくると、このままの部分で全てわかりましたという部分にはならないと思いますけれども、そういう部分について、まとめてほしいということで、意見については、きょうそれぞれ皆さんから聞いた中で、それを参考に判断してほしいというように、ちょっと足りなかった部分、つけ加えたいと思いますけれども、思いについては、3月最後の本会議には、付託されておりますので、特別委員会としての賛否について報告できるように取り運ぼうというように思っております。

その他、何かありませんか。

はい。

○（藤原義一委員） 私も幹事で先ほどのことに一緒におりましたのでちょっとしゃべりにくいのです。先ほどの幹事会でちょっと時間がかかったというのは、やっぱり当局に聞きたいことがあるのではという一部の委員からあったわけではありますが、しかし何ら説明は何回も尽くしているのです、そういうのであれば、当局に直接行って質問をするなり、そういうものを次の機会なりに集まったらどうかというようなことで大体、あとは幹事会ですから、幹事が決めるわけではありませんから、皆さんに諮ったらどうかということで終わったわけですがけれども、やはりそういった意見もあるわけですので、そういった人たちがきょうは全然発

言していないので、そのまますんなりといくかと思っているのですが、そうもいかないでしょうが、そういったことがあるのであれば、ここはもうこの場でおさめて、次の機会にそれぞれの意見を持ち寄って決めるというものにしたほうが私はいいと思います。

以上。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか意見のある方はないでしょうか。

川村委員、どうぞ。

○（川村よし子委員） 私も先ほどの幹事会に出席して意見を述べさせていただいたのですが、今回のこの提案された条例について、私はまだまだ改善するべき点があると思っていますので、もう少し委員で出すべきではないかということ、そしてその出したことに対して、会派という意見もあったので、会派でもいいですよ。そして、その会派について、会派で出した質問に対して説明は当局でやって、全議員いるところで説明してほしいという話をしました。

それで委員長は、文書でという話をされたのですが、やはり当局からは、実際に教育長が来て、そしてお話していただきたいと思います。でないと、この条例を変えることはできないと思うのです。条例の中で、私はこの保護者の責務のところ、こんなに保護者に対しての責務を強く打ち出した条例というのは、どういうものかなというのがまず一番感じています。子どもに対しての責務は、文言は変わりましたが、中身は同じです。しなければならないという形で、そういうことは、やはり子ども、そして親に責任を負わせるような、そういう条例だと思っているのです。

一番最初のところの中、総則の中のところにも責務という言葉がありました。住民の中でも子どもたちが遊んでいたときなんか、いじめだと思ったら、それを教育委員会とか、学校とか、そういうところに報告しなければならない、そういう責務、そういうことが盛り込まれているのです。だから、子どもたちを監視する、監視しなければならない、そういう住民になっていかなければならない、そういうふうな条例のような気がするのです。そういうことで、私はこのままの条例だと、やっぱり反対せざるを得ないなと思っております。

○委員長（齊藤正範委員） その他意見はないでしょうか。

廣田委員。

○（廣田清実委員） 今言ったことは、会派によって文言も整理しろということですか。文言も整理して出せということによろしいのですか。確認です。

○委員長（齊藤正範委員） では、例えばそれで議会が総意で文言の変更をするという部分に

なれば、取り扱いはどのような感じで。もしかそういう話になったとすれば。これは、修正案ということは、議案に対しての配付される意見書を報告をする前に。

(何事か声あり)

○委員長（齊藤正範委員） はい、どうぞ。

○（藤原義一委員） 修正案どうのこうのでも、やっぱり会派からどういう意見が出てくるのか、大筋でもまとめて。まだ修正案まで考えなくてもいいのではないですか。

○委員長（齊藤正範委員） 私、委員長としての個人の考えとすれば、今の義一委員言ったとおり、修正案まではいかなくても、いろんな附帯意見という部分については、つける部分が可能だと思いますけれども、そちらのほうかなというようには思っておりますけれども、それは委員の皆様の方にもありますので、そのようには思っています。私の進め方としては。

○（藤原由巳委員） もう一回済みません。いずれ先ほど山崎委員のほうからは、まだまだ時間をかけて協議すべき事案ではないかというお話がありました。これを皆さんが採択するのであれば、とても3月21日には間に合わないわけです。それをきちっとまず皆さん、それを踏まえて協議をしますか。それとも何とか3月21日にこぎつけるように協議をしますか。まずこの辺からいかないと、たぶんさっきの山崎委員のお話からいくと、とてもここ半年や何ぼでは決まる事案ではないです。そうなれば、もうここで継続審査なり、何ということでも次の会議でもいいと思うのですが、会派から意見を取り寄せてもいいと思うのですが、いずれ付託されたけれども、まだ審査未了ですということになるだろうと私は思うのです。だから、その辺をどう皆さんは捉えるか。さっきは、早く条例を制定して、周知したほうがいいのではないかという意見もあるわけですし、いずれそこは中身もさておいて、進め方をどうするかということで、やっぱり議論していかなければならないと思います。

○委員長（齊藤正範委員） ただいま藤原由巳委員のほうから、取り扱いについての意見が、そこが決まらなければ、進め方が決まらないのではないかという意見が出ていて、意見としては、早く決めるべきだということと、もう少し時間をかけたほうがいいのではないかというような意見がありますけれども、これに関して、皆様意見のある方ありませんか。

○（藤原義一委員） これは、当然最終日までには結論を出すべきだと思います。

○委員長（齊藤正範委員） 川村委員、どうぞ。

○（川村農夫委員） この条例案が出されてから、それこそパブリックコメントの経過とか何か配付はされましたけれども、委員会の中で1条、1条、一字一句しっかりとそしゃくでき

るような進め方を1回してから話ではないでしょうか。それがされていないような気がするのです。第1条を読み上げて、これについてご意見ありますかというふうな問い方をしてもらわないと、ぼつぼつ飛んでしまうような進め方だと、何回やっても戻るような気がするのです。いかがでしょうか。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか意見ないでしょうか。

進め方についての意見で、はい。

○（赤丸秀雄委員） 私もちよっと一言言わせていただきます。まず一つ、付託に上がった時点で、やっぱり21日までには何らかの形をとりたい。私は、清実委員の言われたように、やっぱり条例化して、早くお示しして運用する。運用の中で不備があれば、また修正なり、見直しなりかけつつ、いいものにしていくべきだと思います。

それから、今1条ごとにと言いましたが、皆さんにこれ配られて、みんな見ているはずで、これ解説、結構あります。その中でも質問も個人的にされているのかどうかわかりませんし、それから条例の案については、去年の夏以降出ているわけです。それを見ても、余りそういう強い意見も出なかった。今回の1月4日から2月3日までのパブリックコメントも出ていますし、当然ホームページにも上がっています。これだけでだめだからということで、この特別委員会でペーパーで配らせていただきました。それに対して2週間以上、3週間以上もたって、その中身をどうのこうのと言われるのであれば、我々の勉強不足ではないのかなど。私は、前回にもそう言わせていただきましたが、ぜひ今回教育委員長から説明あったものを、やっぱり自分なりに解釈し、どのようにしたらいいかをやっぱりここで協議して、21日までの付託されたものについて結論を出すべきだと思います。

以上です。

○委員長（齊藤正範委員） ただいまの意見としましては、2つの意見が出されております。それぞれの条例については、逐条解説等にもう細かく解説されているし、中身は、委員が読めば理解できる部分がほとんどではないかなという意見がただいま出されましたけれども、この条例の進め方につきまして、そのような取り扱いでまずいと、川村委員のほうからは、まずいのではないかという意見が出され、山崎委員のほうからも出されておりますけれども、その他の方々はいかがでしょうか。先ほど言ったとおり、できたら、どうぞ。

○（山崎道夫委員） 個人的には、それぞれ目を通して、いろんなことに照らし合わせて感じている方もいると思いますが、それが特別委員会としてやられたというものがなかったものですから、問題はそこにあるのではないかというふうに思うのです。というのは、17人の議

員、それぞれは、それなりに目を通してはいると思いますし、それからこれでここはどうなるのだろうかという現実には条例が、例えば学校現場とか、あるいは町のあらゆる地域でいろんなことが起きた場合、それをどういうふうに対応できるのかなという、そういうふうな部分での検証は、個人でなかなかできないわけです。委員会として、やっぱり総体的に意見を聞いて、一つの方向性を見出すのだったら、これはできるけれども、それぞれみんなばらばらな意見で21日の本会議に向かうということは、ちょっと。

もちろんその前に特別委員会としての取り組む方向性は出てくるとしても、やっぱりそこに向かっての特別委員会として取り組むという中身が見えてこないものですから、そうすると、本当に個々の判断でやらざるを得ないという状況になっていくのかなと。附帯意見はつくでしょう、それは、それぞれの個人から出てくる部分があるでしょうから。ただ、それで本当にいじめ防止条例として矢巾町が誇りを持ってといいますか、自信を持ってつくれるのか、つくることができるのかということです。やっぱり責任を持ってやるのは、特別委員会でやるべきだと思うのです。

例えば水道の問題もそうでした。水道もそういう意味では、何回もやって、皆さんから意見も聞いて、一定の方向性を。当然これは全部賛成したわけではなかったのですが、議論し尽くして、この方向でいいのだなということでそういう形をとったわけですから、特別委員会に付託されたというのは、やっぱりそこが我々が取り組むべき最も求められている部分ではないかなというふうに思うので、私は今発言したのです。

○委員長（齊藤正範委員） もう少しこの件に関して関連の意見のある方、はい、小川委員、どうぞ。

○（小川文子委員） 先ほど赤丸委員さんがおっしゃった去年の秋のころにも素案は出ているという話なのだけれども、この中でどういうふうな経過でこれが出たかというのが書いてありますけれども、28年10月28日の総合教育会議、ここでこの条例の素案を説明して協議に入って、そして11月4日に、この条例の素案が例規に基づいて問題がないかということをして11月4日にやって、そして12月28日になってホームページ上に案が紹介されたという経過でございます。

ですから、私たちは、そのホームページ上で、この前の案を見たのは、12月28日です。それで、それから1月4日から23日までパブリックコメントがまず求められて、そして2月6日に総合教育会議、ここでパブリックコメントを受けて最終的な案がまずできたということですから、そんなに長い時間かけて町民に知らせていたわけではないし、私たちの委員会と

しては、いつもだったならば、町はパブコメを最初にやらないで、まず議会に示して、そしてそれからほぼでき上がったものをパブコメに示すというのが今までのやり方だったのだけれども、今回議会に示す前にパブコメを求めたと、私はそれはいいことだと思うのだけれども、ということは、ホームページ上に公開されたからといって議会に提示されたのではないのです。議会に提示されたのは、2月20日の全員協議会です。ここがいわゆる初めての議会への提案ということになりますので、ホームページ上に出たというのと、議会に提案されたというのは、ちょっと趣旨が違うかと思うのです。ですから、私たちが20日の説明が、いわゆる教育長からの初めての説明を受けたということになります。そして、それに向かって今みんながそれを今議論を始めているということですから、そんなに長い、今回がいわゆる2回目の委員会、委員会としては、初めての委員会です。この間、全協ですから、あれは町が、当局が議員に対する説明をしたわけなので、あれはただ質問等のやりとりだから、議員間で議論したわけではないので、議員間での議論は、今回が初めてということになります。そこをやっぱり全員でしっかりと認識をしておいていただきたいと思います。

そして、その上に立って、委員会として先ほども出ているように、2月20日に初めて議会に提案されたと。これは3月21日の最終本会議までに、その審議が尽くせるかどうかということが今議題になっておりまして、私も一応私たちの会派としては、意見書をまずあらかじめパブコメの段階で提案をいたしましたし、皆様にもお配りをいたしましたけれども、今回出てきた、パブコメを受けて出てきた案に対しても、やはりここを変えてもらったほうがいいなと思うところがありますので、やっぱりそういうことになると、ただ反対、賛成で済ませてしまえないような、もうちょっとここはこういうふうにされたほうがいいのではないかという案をやっぱり議会としてしっかり示せない、ある意見、町民の付託を得た議会ではないと思います。

○委員長（齊藤正範委員） その他意見のある方ないでしょうか。

義一委員、どうぞ。

○（藤原義一委員） いずれここまでいろんな意見が出てきますと、ちょっと方向性を見出すのも大変だなというふうに思いますので、いずれ私は基本的には、やっぱり皆さん今月の最終日には結論を出したいという思いは皆さんあると思うので、そこでやっぱり1条ずつやっていくという意見もありますけれども、やっぱり会派の中で1回検討して、ここはどうかと思う部分をお互いの会派から出してもらって、そこをこのところに、全部が全部だめだということではないと思いますので、そこを議題の場に入れて、そこを、その部分だけ話し

合っていくと。そうすれば、あと2回か、最低でもやれば、いいところに上りつめるのではないかと思いますので、そういうやり方はどうですか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) それでは、今義一委員のほうから、ではそれぞれの会派に持ち帰って検討して、ここが問題ではないかという事項をそれぞれ持ち合った中で、絞った中でその部分をさらに検討してはどうかという意見が出ておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) それとも、1条ずつ全部説明をという、協議ということ……

(「ちょっと」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) はい、どうぞ。

○(廣田清実委員) 会派で意見を出すということで、それはやっぱり大事なことだと思います。その会派の中で、先ほど川村委員さんから言われました、ここはおかしいというところは、もう文言をちゃんと整理して提出してもらえれば、口頭で言われても、もやもやという感じなので、うちの会派もちゃんと文言でおかしいという、訂正したほうがいいのではないかという部分は出しますので、ちゃんとした文言の案までちゃんと各会派で出していただけるようお願いしたいのですけれども。

○委員長(齊藤正範委員) その他、意見ないでしょうか。

藤原委員、どうぞ。

○(藤原梅昭委員) では、一言だけですけれども、私は、基本的には、条例化するのは、早くしたほうが良いというふうに考えています。これは、一つは、やはり町民の方たちにきちっと認識してもらおうと。これがおくれればおくれるほど、またよそでもあちこちでまた同じような事件が起きています。そういうことを二度と起こさないように防ぐためには、やっぱりそういう方向が望ましいと。ただ、理解ができていないというところがあるとすれば、確かに勉強不足と言われれば、勉強不足かもしれませんけれども、私、前回まで出された内容で、先生方の多忙化がやっぱり問題ではないかと。そこのところだけ少し触れてくれと。

あとは文言のとり方というのは、これは100人いれば、100人のとり方がそれぞれあります。だから、そこのところは大きな瑕疵がない限り、今回多少の修正はあればあるにしても、そういうことよりも、やはり町民の方たちに早く認識してもらおうと、そのことによって次の事故というか、事件を未然に防ぐというほうが大事ではないかと、こういうふうに考えています。

そういう意味で、今会派の中でもう一回というのは、それはそれでいいと思いますし、その中で本当にこれはもう絶対これは変えなければだめだと。どうしても、このところはこのままやったのでは、やはり問題だよと、そういうところをきちっと出していただいて、その上で今廣田さんも言いましたけれども、ではどういうふうに変えればいいのだと、そういうところまで踏み込んでいかないと、いつまでたっても、いわゆるまとまらないと思うのです。だからその辺のところまで含めて、できるだけ早くというのもありますけれども、そういうところをきちっと確認した上で重大な瑕疵がなければスタートして、それで先ほど大津市の話ありましたけれども、やっぱり1年後ないし2年後に見直しているのです。そういうステップも必要だと思います。今回出したやつが初めから完璧なものを求めるということよりも、どっちが大事だということをよく認識しながら、1年後あるいは2年後に、1年後でもいいし、もう一回検証すると、そういうことを踏まえながら進めていただければいいのではないかと思いますので、ちょっと検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（齊藤正範委員） それでは、これ以上ちょっと話をしているでも同じところの議論になってしまうと思いますので、ただいま皆さんからいろいろ出された意見で、会派として中身をちょっと検討していただいて、問題のある点や文言の修正等も含めた部分を次回の委員会に提出していただいて、それをもとにさらに協議するというようにまとめたいと思います。

ただし、委員長としましては、付託された案件については、最終日の本会議に結論を報告したいなという、この日程だけは思っておりますので、協力、進みぐあいではできない可能性もあるかもしれませんが、そこをあくまでも目指すということは、ちょっと表明しておきたいと思います。

それで、次回の委員会なのですけれども、意見の中に、冒頭言ったとおり一般質問でもいじめ問題等の質問を予定されている方々がございます。ですから、それらの方々への答弁も含めた中で意見をまとめる部分も大切だと思いますので、最終につきましては、一般質問終わってから委員会としたいと思うのですけれども、その前にちょっとやっておかなければ進まないような気がしておりますので、一般質問の前にもう一回。

（「いずれ会派からのまとめたやつをいつまでに出せばいいの」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ですから……

(「それまとまったら、委員会でまたそれをもって議論するの」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) 日程的に空いているとすれば、6日までに各会派からの部分を出してもらって、それをまとめまして7、8というところでは難しいですか。いいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) それでは、6日までに事務局に出していただくということで。

(「一般質問に答えが出てくる可能性がある」の声あり)

(何事か声あり)

(「そこでかなり当局の答えも出てくると思うので、それとあわせて最終を」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) それとあわせて議事日程からいけば、13日しかちょっと日程とれないような感じなのです、いじめ調査委員会につきましては。とりあえずは13日の午前中がとれる、一般質問の後の日程としてはとれるような日程ですので、その前に、1回やっぱり皆さんからの意見をまとめて整理しなくてはならない。

(「11日までにまとめて、あるいは10日の私の最後の質問がいじめ問題になっていますので、それを終わった段階で皆さんの修正も含めてまとめていただいて、13日に。そうすれば」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) 一般質問の部分も含めたあれにしたいという……

(「質問内容を一回確認したいと思うのですがけれども、13日の場合に、事前に見ないと、ここに来てからまた見るのでは、なかなかどうも進まないのです」の声あり)

(「やっちゃって、11日にはみんなでもた」の声あり)

(何事か声あり)

(「各会派の部分、6日までにしておいて、それを事務局のほうで、羅列するかもしれない、ぶつかるかもしれないけれども、それはそれで1回見せ

てもらわないと、また直前に出されても、いいか
悪い判断するのは、難しいのでないの」の声あ
り)

○委員長（齊藤正範委員） それでは、一般質問の経過も各会派質問の中に組み入れたいとい
う話がありますので、13日の午前中は、開催時間は、午前中だめか……

（「総務だ」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） 議長は、ちょっと非公式で欠席かもしれませんがですけども、そ
こに開催して、さらにそこでまとめきれないときは、21日の本会議の前、午前中にするとい
うような日程をとりたいと思いますけれども、いいでしょうか。

はい、どうぞ。

○（川村農夫委員） いずれにしても、条例案を付託を受けたと、しかも新規条例でしょう。
これについて1条ずつ、いいですね、いいですねという確認をとっていかないと、議事録に
も残りませんよ。皆さん何かありますかだけの議事録でなく、1条、1条きちんとみんな腑
に落ちた、了解したというのを議事録に残すべきだと思います。そのためには、1条ずつ審
査を進めていかなければならないです。これを主張したいと思います。

○委員長（齊藤正範委員） それでは、新規条例で1条ずつの議事録が残らないから、それは
問題があるのではないかということで、特別委員会の委員でありますけれども、議運のほう
も担当しておりますので、その部分について問題という点があったとしたら、先ほど言っ
た日程の前に1条ずつの確認をする時間をとらなければならないと思いますけれども、それ
はどうでしょうか。

という説明にちょっと手違いがあってはまずい、私のほうも思っておりますので、時間を
かけるという部分については、必要かなというふうに思っています。

はい、どうぞ。

○（高橋七郎委員） やっぱりこの条例案について、やっぱり前文から1条ずつ、やっぱり詳
しく教育長読んで、教育委員会のほうから説明してもらって、それでどこが悪いのか、どこ
がどうなのかというやつをやっぱり聞いて、納得して進めるような形にしていっていい
のではないかなと思います。そうしないと、各派にあって、いろいろと話はするのによ
うけれども、恐らく条文まで一つ一つ自分で目を通して見てという、もう既にやっている人
もいるでしょうし、まだやっていないという人もいるでしょうから、やっぱり教育長に来て
もらって、それで一つずつやっていったほうがいいのではないかなと思います。

以上でございます。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか意見はないでしょうか。

ちょっと取り運びについて、ちょっと私、なかなか明確に出せなくて皆さんにご迷惑をおかけしますけれども、一応問題を残すという部分を抱えているとすれば、1条ずつの説明を受けるという日にちを設定したいと思いたすけれども、いいでしょうか。

意見がないようですので、そのように進めさせていただきます。

7日か8日、教育委員会の都合もあると思いたすので、その日に打ち合わせた中で、その部分を先ほど協議した部分に追加したいと思いたすので、よろしくお願いたしたいと思いたす。そのほかの点につきましては、藤原梅昭委員のほうから話もありましたし、山崎委員のほうからも話がありましたけれども、本条例につきましては、初めて制定する条例でありますので、初めから完璧なものとはならない可能性もあるものですから、見直し等の部分を考慮した部分ではどうかというような意見もあいたすので、その辺についてもちょっと私のほうで先例条例の勉強等、それまでの間したいと思いたすので、よろしくお願いたしたいと思いたす。

皆さん、あとはないでしょうか。

（「ちょっと学務課のほう、聞いてみたらいい、日にち、日程的な」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） 今。

（「日にちが大体決まれば」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） 会議中、本当に会議を未了させて申しわけないのですが、4時から不來方高校の激励会があります。それには皆さんに激励会に参加するということで確認しておりますけれども、その後まちづくり委員会とちよつと幹事会で取り決めた部分を報告したいという、時間はとらない、ただ報告だけになりますけれども、その予定もちよつとありますことは、今空いている時間をもってお知らせしたいと思いたす。

申しわけありません。休憩します。10分間、40分から再開します。

午後 3時26分 休憩

午後 3時32分 再開

○委員長（齊藤正範委員） そろつたようですので、あと日程だけです。

教育委員会の日程で7日のほう、1時半からという日程をとりたしたいと思いたすので、よろしくお願いたします。

それでそのときに説明に当たっては、1条ずつの読み上げをしまして、委員の皆様がそれに対して疑問点を聞くというような進め方、説明は前にいただきましたので、そういう説明、進め方にしたいと思えますけれども、よろしく願いいたします。

以上で何もなければ終わります。

○委員長（齊藤正範委員） それでは、本日のいじめ対策調査特別委員会、これで散会します。お疲れさまでした。

午後 3時33分 散会

いじめ対策調査特別委員会議事日程（第2号）

平成29年3月7日（火）午後1時30分開議

議事日程（第2号）

第1 付託議案の審査

議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について

出席委員（16名）

委員長 齊藤正範 委員	
赤丸秀雄 委員	水本淳一 委員
廣田清実 委員	高橋安子 委員
村松信一 委員	昆秀一 委員
藤原梅昭 委員	川村農夫 委員
山崎道夫 委員	高橋七郎 委員
川村よし子 委員	小川文子 委員
藤原由巳 委員	藤原義一 委員
米倉清志 委員	

欠席委員（1名）

長谷川和男 委員

矢巾町議会委員会条例第19条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

教 育 長 越 秀 敏 君	学 務 課 長 村 松 康 志 君
学務課長補佐 田村英典 君	

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田孝君 係 長 藤原和久君

午後 1時30分 開議

○委員長（齊藤正範委員） 会議に先立ち、委員の皆様にお諮りします。

本委員会の傍聴希望者には、委員会条例第17条第1項の規定により、傍聴の許可をしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ご異議がないようでありますので、許可することを決定いたします。

ただいまの出席委員は16名であります。定数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、12番、長谷川和男委員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまからいじめ対策調査特別委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 付託議案の審査

議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について

○委員長（齊藤正範委員） 日程第1、付託議案の審査を行います。

本日は、付託を受けました議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。付託議案の審議の方法についてですが、初めに、条例条項の順番に沿って1条ごとに質疑を受けたいと思います。その質疑が終わりましたら、次に1条ごとの意見を受けたいと思います。

そして、この意見につきましては、一致した部分については、原案どおりということで進めてまいりたいと思います。当然全事項において全員一致という部分はないと思いますので、これについては、いろいろ意見を交えた中で、その意見交換の様子を見た中で判断をしてまいりたいと思います。

また、意見が出されて、条項にない部分で委員の方々全員が一致できた部分については、それは議事録を参照しながら成文案を後で小職のほうで考えてまいりたいと思います。

議事については、そのように進めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) 異議なしということですので、そのように進めてまいりたいと思います。

それでは、早速ですけれども、条文の朗読をさせます。

事務局のほうでお願いします。

最初に、前文を朗読いたします。

(職員朗読)

○委員長(齊藤正範委員) 以上でございます。

この前文について質疑のある方は、発言してもらいたいと思います。ありませんか。

川村委員。

○(川村よし子委員) 中間のところ、真ん中辺なのですけれども、環境を整えることが町民全ての責務ですということなのですけれども、町民全ての責務ではなくて、必要、環境を整えることが必要ですという形に直していただきたいと思いますけれども。

○委員長(齊藤正範委員) 済みません、今の時間は質問ということで、意見ではなく、その後全て説明を受けたら、意見は受け付けますので、これは意見ですよね。後で受けますので。

(「では、質問」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) 質問あるのですね。

○(川村よし子委員) ここのところに質問をしてもいいですか。

○委員長(齊藤正範委員) はい、どうぞ。

○(川村よし子委員) 町民全ての責務ですということで、その町民には、いろいろな方がいて、耳の聞こえない方、障がい者の方も含めてあります。家族の中にもいると思うのですけれども、そういう方のところは、どのように受けたいのでしょうか。

○議長(廣田光男議員) 教育長、お願いします。

○教育長(越 秀敏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

町民全てというのは、言葉として全てという意味でございますが、委員がおっしゃるとおり、個々のケースは考えられるかと思いますが、町民こぞって、責務というのは、こういう事情まで責任、義務といいますけれども、いろいろ辞典を調べてみますと、人としてやらなければならないこと、あるいはやってはいけないことというような意味もございますので、そういうような意味で、我々が中学生、このような事案が発生いたしましたので、学校もさることながら、一緒に皆さんで考えてまいりましょうという意味の呼びかけでございますの

で、呼びかけていきたいと思います。

○委員長（齊藤正範委員） その他質問ある方おりますか。

はい、どうぞ。

○（山崎道夫委員） 質問ということですから、質問になると思いますが、いじめを受けた子どもたちの尊厳及び人権を著しく侵害するというのは、これはいじめそのものがそういう状況をつくり出しているというのは、誰もが認めるところですが、やっぱり子どもたちというのは、子どもの権利条約というのがありますけれども、いじめはやっぱり人権侵害だということと、暴力であるということをやっぱり明記する必要があるのではないかというふうに思うのですが、そこに対する考え方というのは、どうなのでしょう。

○委員長（齊藤正範委員） はい、どうぞ。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

人権侵害であるということは、委員おっしゃるとおりでございまして、表現は違いますけれども、人権を著しく侵害しているということのやわらかい表現で人権侵害ということを明記しているということでございます。

以上です。

○委員長（齊藤正範委員） 教育長、どうぞ。

○教育長（越 秀敏君） 補足させていただきますが、いじめは人権侵害であると、そのとおりだと思います。ただ、いじめは何々であるという書き方をしますと、いじめの定義とか、さまざまなところに関係してくるもので、いじめの定義は国で定めておりますので、いじめとはこういうものだというふうに、推進法でも定めておりますので、それ以外にいじめはこういうものだというのは、さまざまな観点から間違いなく、そのとおりだと思いますが、そういう書き方については、定義ということで絞らせていただくということで、このような侵すものだとかというような書き方になっているところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質問のある方はおられませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） なければ、次に入っていきたいと思います。

次に、第1章、総則のほうに入っていきたいと思います。職員に条文を朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

質疑ございませんか。

山崎委員、どうぞ。

- （山崎道夫委員） 目的ということですが、このいじめ防止対策推進法は、法律ですから、そのとおりこれに沿ってつくるということは、当然なわけですがけれども、どうもかたくてわかりにくいのです。子どもが当然見るわけですし、それから町民すべての人たちがこれを理解しなければならないわけですので、もう少しわかりやすい条文にすることが必要ではないかというふうに思っているのですけれども、例えばこの条例は、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、町、学校、保護者、町民及び事業者等の責務及び、明らかにするとともにいじめの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。こういうふうにわかりやすくできないというのは、ちょっと何か条例だから難しい文言を並べていじめ防止対策推進法、これにのっるとというのは、ここでうたってはいるのですけれども、どうもわかりにくいのです。一々その法律を町民が見られるかということも考えなければならないと思いますので、そこはこういうふうな考えでこういうふうにかた苦しい表現にしたのでしょうか。

- 委員長（齊藤正範委員） 教育長。

- 教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大変、条例というか法律的な言葉で理解しづらいというのは、私もそういう意見はそのとおりだなというふうに思っています。そこで全ての条項ではございませんけれども、町民とか、あるいは児童・生徒に理解していただくために説明をつくりまして、そしてこの条例が可決されたならば、新たに児童・生徒、それから若干の保護者等の分もつくりまして、こちら条例も載せますけれども、もう少しかみ砕いたので周知を図りたいというふうに考えております。

やはり条例ですので、なかなか使う言葉については、我々はちょっと制限があるものでございまして、どの程度までかみ砕けばいいのかという、その際限がないところがございまして、それでその説明用をつくらせていただいているということでございまして、ご理解いただきたいと思います。

- 委員長（齊藤正範委員） そのほか。

- （山崎道夫委員） わかりました。ということは、わかりやすくこの条例の逐条解説をさらにかみ砕いたものをつくるということですので、そこは理解できましたけれども、やっぱり私たちが去年の1月に大津に行ってきたのですが、やっぱり子どもたちを中心とした、ある

いは町民、あそこは市民ですけれども、わかりやすさを十分に考えてつくっているわけです。

○委員長（齊藤正範委員） 山崎委員、ちょっと発言中ですけれども、ここの場は質疑、ちょっと聞きたいところに絞っていただいて、次また1条ごとに意見という部分でいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

そのほかありませんか。

小川委員、どうぞ。

○（小川文子委員） 最後のほうに、もって町民一丸となっていじめ防止等のというところで、かなり強調されておりますけれども、全ての町民、それから町民一丸、この再度この強調した点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（齊藤正範委員） 教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この条例をつくるに当たりまして、中学生の重大事案が起きまして、その中で学校あるいは教育委員会の対応の足りなさというのは、十分に痛感しておるところでございますし、町民の方々にも全国的に大変悪い意味で矢巾町ということをしてPRしたような格好になりまして、大変申しわけないなというふうに思っております。

こういうふうな全ての方々にご迷惑をおかけしたので、それで町全体として取り組んでいこうということでこういうような、先ほどは町民全てと行って、今度一丸ということで、非常に使い分けしているように見えますけれども、全ての方々が一つになって、今までの大変ご迷惑をおかけしたわけですけれども、まず新しい一歩を踏み出そうということでの表現だというふうにご理解いただければというふうに思います。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質疑ある方おられますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、これで第1条についての質疑を終わります。

次に、第2条について行います。

職員に条文を朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

山崎委員。

○（山崎道夫委員） 2条の（5）番ですが、保護者、親権を行う者ということになっていま

すが、これ親権を行う者ということは、親権を有する者ということに解釈はできるのですが、あえて親権を行う者という表現にしたのは、何かそこには思うことがあってでしょうか。

○委員長（齊藤正範委員） 学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えします。

この保護者についての定義でございますけれども、これはいじめ防止対策推進法の第2条に保護者の定義がございまして、それに倣って定義しているものでございます。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質問はありませんか。

小川委員。

○（小川文子委員） 町内の団体とか企業まで入れているわけですが、企業、団体には、人格がないわけで、例えば何々株式会社にその責任を負わせるということになりますので、責務ということですから、これは町民個人でやって、団体や会社にまでその責務を負わせる必要はないのではないかと思います、いじめ防止対策推進法でもそういうことは書いていないので、その関係をお伺いします。

（何事か声あり）

○委員長（齊藤正範委員） はい。

○学務課長補佐（田村英典君） ただいまのご質問にお答えします。

ただいまのご質問については、ちょっと条が飛びますが、第8条、町民等の責務ということで表題のところにありますが、後ろのページをごらんいただければと思います。第8条の中身について、ちょっとまだ8条まで進んでおりませんが、これはつくるものとするということで表題としては責務でございますが、先ほど教育長からご説明申し上げたとおり、人として、あるいは町民としての、どうしても対応しなければならない心持ちのものなのだよということでご説明申し上げましたけれども、第8条で規定されているつくるものとする、あるいは2項、するものとするということで、当然町民一丸となって、あるいは町民としていじめをないものとするということの活動をしていくのだよということで、決して責任を負わせるという意味ではないものでございますので、ちょっと条が飛びましたが、そういった理解ということでご理解いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質問はないでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで第2条の質疑を終わります。

次に、第3条について行います。職員に条文を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

川村委員、どうぞ。

○（川村農夫委員） 基本理念であります。この理念の中で、条項を進みますと、6条の2項、9条、そして13条の⑥、⑦というふうなところに、例えば6条の2項を読みますと、町立学校は、児童等が相手のことを思いやり、相手の立場を尊重する気持ちを育むことができるよう教育活動の充実を講じなければならない。この児童が、人間関係をつくり上げるよう努めるといようなこと、そういった部分を理念に盛り込まなくていいのかという部分、私非常に気になっているのですが、この点についてどのように検討されましたでしょうか。

○委員長（齊藤正範委員） 教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

責務の問題もありますけれども、子どもたちが人間関係を育んでいくということは、学校の指導、そしてその成果として当然そういう形になっていかなければならないのですけれども、その基本理念というのは、いじめに対して、いじめが起きる、いじめそのものに対しての考え方というような意味での基本理念で、そしていじめというのは、対応だけでなく、早期発見だけでなく、未然防止とかというのは、それこそ人間関係の問題だと思えますけれども、そういうふうなところまで派生するもので、この基本理念に未然防止から早期発見あるいはその対応、その後の措置とか、さまざまなものを含めると、大変長く重くなるということから、絞らせていただいているということですので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（齊藤正範委員） 農夫委員、どうぞ。

○（川村農夫委員） 要は、いじめ防止として、子どもたちのよりよい人間関係、豊かな人間関係を育んでいくのが最後の目的というか、大きな目標到達点になるのではないかなと思うのです。それが理念であってしかなるべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（齊藤正範委員） はい。

○教育長（越 秀敏君） 先ほど申し上げたとおりでございまして、委員さんおっしゃるとおり、その人間関係を築くということは、教育の最大の目的は、人格の形成ですから、人間関係というところにいくのだと思えます。それは間違いのないこととさせていただきます。

ただ、このいじめの防止といったところに、先ほども他の条には、少しは書いてあるわけ

ですけれども、基本理念という形でさまざまなものを入れますと、読み手によっては、さまざま広がり過ぎるということから、いじめの事案に対する考え方というようなことでここでまとめさせていただいているということをございますので、お考えはそのとおりだと思いますが、全てを網羅すると、大変重く、長くなるのではないかという考え方だということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質疑のある方、おられますか。

小川委員、どうぞ。

○（小川文子委員） 基本方針のところに国の対策推進法がありますが、第3条に、国では基本理念として、大体基本理念として第3条の2とか、3が書いてありますが、私、2つ聞きたいと思うのですけれども、1つは、基本理念はこう書いてあって、その次にいじめの禁止という項目があって、それが国では第4条になっておりまして、児童等はいじめを行ってはならない。そして、本町の場合は、いじめの禁止というのが最初に出て、第3条の基本理念の中のいじめに児童等はいじめを行ってはならない、いじめの禁止。これが基本理念のトップに出てきておりますので、つまり国のいじめの禁止の項目と基本理念の項目を2つ合わせたような形で基本理念が出ているものですから、基本理念というものが薄れる、もっと理想を掲げなければいけないのに、いじめを行ってはならないというのを基本理念に掲げたところで、誰でもそんなことは知っているのだけれども、できないからこういうことが起きているわけで、いじめを行ってはならないというのを第一に掲げる必要は、国の推進法ともちょっと違うと思うのですが、その点について伺います。

○委員長（齊藤正範委員） 教育長。

○教育長（越 秀敏君） いじめは、どの子にも起こり得るとするのは、いじめが頻繁に起きておりますので、どの子にも起こり得るとのことだと思いますが、そのほかにもう一つ別な意味があると私は考えます。国のほうでもいじめが続きましたので、国のほうでいじめの追跡調査をやるということで、追跡調査なので、国全体に調査できないので、日本を代表するような地方都市を1つ選んで、小学校13校、中学校6校選んで、6年間にわたり、小学校4年生、平成19年に小学校4年生であった者が中学校3年生になるまで6年間にわたって調査したものがございます。その中で典型的ないじめの行為である仲間外れとか、無視とか、悪口というようなもの、それを年に2回調査しているわけですが、ですから6年間ですから、12回です。そういう行為が、自分でしたことがあるという、いわゆる加害者は87%あります。1回でもそういうふうに答えた。それから、そういう目に遭ったと、逆に被害者

になった、これも87%あります。ということは、加害と被害というのは、入れかわっている、いじめられっ子、いじめっ子という概念ではもうなくなっている。常に入れかわる。

特に12回の調査のうち、常習と思われる6回以上加害した者が38%、それから被害を受けたのが41%というふうになっているわけでございます。したがって、いじめというのは、加害、被害が入れかわりながら行われていることでございますので、やはりいじめをやってはいけないということをまず。基本理念としては、余りにも単刀直入で単純過ぎるかもしれませんが、それを持ってこなければ、こういう事案が起きた我が町にとっても必要なことではないかということから、こういうまとめさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（齊藤正範委員） 小川委員、どうぞ。

○（小川文子委員） 先ほど私が質問をしました基本理念といじめの禁止という、この2つの国の推進法の第3条と第4条を合併させたものがこの第3条の基本理念ではないかということについての質問が、それについての回答を欲しいです。

○委員長（齊藤正範委員） 教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この推進法に基づいて条例はつくられているわけですが、前の法律のこことここを合体させたということではなくて、今申し上げましたとおり、いじめをしてはならないということは、余りにも単純過ぎるけれども、全国的にもこういう状況にあるのですから、やはりそれを一つの大事なポイントとして持ってこななければならないということで我々は基本理念の中に入れさせていただいたということでございます。

○委員長（齊藤正範委員） その他質問のある方は。小川委員。

○（小川文子委員） あともう一つなのですけれども、第3条の（3）の中に、確かにいじめは誰でも加害者にもなり、被害者にもなります。しかし、それをもってして、児童等みずからがいじめの加害者や被害者にもならないように努めることということがありますが、つまり加害者にならないようにするのは自分の意思でできますが、被害者にならないようにするのは、自分の意思よりも他者が優先されますので、その誰でもがいじめの加害者や被害者になり得るといふことと、子どもに対して加害者にも被害者にもなるなということとは、これは意味合いが違うと考えますが、そのことについてお伺いします。

○委員長（齊藤正範委員） 教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

加害者と被害者という言葉을別にして考えるならば、委員さんご指摘のとおりだと思います。ただ、先ほど委員さんもおっしゃいましたが、加害者にも被害者にもなり得る可能性がある。それから、第三者調査委員会では、いじめというのは、加害者、被害者、それをはやし立てる者、傍観者、こういう4層からなっていることという見解も出しているところがございます。我々も平成25年から、教職員にこういうような計画を出しているのですが、この中で、実際書いてあっても起きてしまったのですけれども、いじめの加害者にもさせない、被害者にもさせない、傍観者にもさせないというようなことで教職員を指導してきているわけで、ここには分離すれば、委員さんのおっしゃるとおりだということは、私はよくわかります。しかし、加害者、被害者というのは、先ほどの調査にもあったとおり、分離して考えるものではないというふうに私どもは考えて、ここにセットとして加害者にも被害者にもならないという書き方をさせていただいたところがございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

(何事か声あり)

○委員長(齊藤正範委員) 意見は、全部質問を聞いた後に……

(「今私は意見を言っているわけではないのです、わかっています」の声あり)

(「意見でしゃべればいい」の声あり)

(「私は質問をしているのです、何で阻止するのですか」の声あり)

(「しないどもさ」の声あり)

(「私は、委員長に質問をしている、意見を述べているわけではありません」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) 個々の考え方の意見についての小川さんに対する意見に対しても違ひ、委員の方で見解がある部分もあると思ひますので、それらの意見は、次の項で取り扱いたいと思ひますけれども……

(「私は、今まで意見をしゃべっていません。自分は意見をしゃべっていません。これをなくすべきだとは言っていないのです、この加害と被害者の関係と、ここに出ている加害者と被害者の関係がニュアンスが違ひのではないかということ質

問したのです」の声あり)

(「だから答弁している」の声あり)

(「ただ、それに対してまだ質問があるのです」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) それに関連した質問があるということ。はい、どうぞ。

○(小川文子委員) それでは、そういうことで対等に並べたということの説明でございましたが、では被害者にもならないように努めるということの具体的な例を示していただきたいのです。どうしたら被害者にならないで済むかと。1つでいいです。

○委員長(齊藤正範委員) 教育長。

○教育長(越 秀敏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

今すぐと言われても思い浮かびません。ただ、委員さんが指摘した意見は、要するに自分でコントロールできることではないでしょうと、私が先ほどから申し上げているのは、これは推測ですから、この場で公式に発言はできませんけれども、加害、被害というのが、こう入れかわり、立ち代わりやってくる。被害のときが加害になるなんていうことは、私は言えないですけれども、いずれ1人の中にたくさんそういう、両方の経験があると。それがどういう影響を与えているのかということ、ここで本当に推測ですから、言うことはできかねますけれども、大きな影響があるのではないかなと私は思っていますが、その証拠ありませんので。

それから、ご質問にあったことは、今この場ですぐお答えすることは、ちょっとできかねるので、ご容赦いただきたいと思います。

(「わかりました」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) そのほか質問のある方。

(「なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) それでは、ないようでありますので、これで第3条の質疑を終わります。

次に、第4条について行います。

職員に条文を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) それでは、質疑なしのことですので、第4条については質疑を終わります。

次に、第5条について行います。

職員に条文を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小川委員、どうぞ。

○(小川文子委員) 町立学校の責務でよろしいですね。

(「教育委員会だ」の声あり)

○(小川文子委員) 失礼しました。

○委員長(齊藤正範委員) なしですか。

○(小川文子委員) なしです。

○委員長(齊藤正範委員) ないようでありますので、これで第5条について質疑を終わります。

次に、第6条について行います。

職員に条文を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小川委員、どうぞ。

○(小川文子委員) 第三者委員会の報告の中にも一番の大きな点は、いじめを認定したということと、学校の対応が不十分であった。いわばこの2つが大きな要因で第三者委員会の最大の報告の趣旨だと思うのです。そして、その中でその学校の対応が不十分であって、学校はもっと体制をしっかりとしなさいということをまず提言しているのですが、その中に学校には安全配慮義務があるのですよということを指摘しております。それが第三者委員会、いじめ基本法には、そこまでは書いていないのです。推進法には書いていないのですが、これは第三者委員会の最大の私は提言、学校に対する提言ではないかと思うのです。なので、その安全配慮義務、これについてつけ加えることをしなかった点について、第三者委員会の提

言をどうここに生かしたかということについてもあわせてお聞きしたいと思います。

○委員長（齊藤正範委員） 教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘ありましたとおり、いじめがあったこと、それから組織全体として情報も共有できなかったし、取り組みもなかった。まして保護者への連絡等もなかったというようなさまざまな問題があるわけでごさいます、こういうことを学校全体で取り組むというのは、言葉としては、大変普通だと思われるかもしれませんが、学校全体で組織として取り組むためにどうしたらいいかということで今までさまざまな対策をとってきておりますので、第1項にそういう形で生かさせていただいているということでごさいます。

それから、安全のことにつきましては、いじめだけではなくて、学校の施設とか、あるいは登下校とか、さまざまな面で学校は子どもを預かっているわけですから、そういう義務は、当然ながら発生しているものだというふうに考えております。

判例においても、そういうのが出てきているのは、そのことだと思います。ですから、学校はもう預かった時点でそういうものが入ってきているというふうに理解しているので、ここにはあえてそういう言葉は入っていないということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質問のある方おられますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、ないようでありますので、これで第6条の質疑を終わります。

次に、第7条について行います。

職員に条文を朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

川村委員。

○（川村よし子委員） 保護者の責務という言葉自体にちょっと疑問を感じながら、この第7条の十分に理解させるものとする。それから、2項の保護しなければならない。3項の協力するよう努めるものとするというところが、なかなか理解できなくてあれなのですけれども、その保護者には、いろいろな保護者がいまして、条例の中にあれですけれども、保護者がそういういじめのことを理解できなかつたり、教育委員会、学校との連携がうまくできなかつ

たり、そういう保護者もいると思うのです。そういうことをどのようにして理解させようと思って、こういう項目になったのかお伺いします。

○委員長（齊藤正範委員） 教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

項目ごとに語尾を見れば、それぞれ異なっているということに奇異を感じられるかと思えます。また、保護しなければならない、いじめがあったときに、学校は、被害者を必ず保護しなければならないと私は思います。まず被害者を守らなければならない。そういうことを考えますと、保護者としても、もしいじめに遭ったならば、我が子が遭ったならば、まず保護しなければならないと考えるのは、私は普通ではないかなというふうに思います。しかしながら、それを条例でしなければならないと、いかにも強制されることに対する抵抗感は、当然私はあるものだと思います。

そこで、このしなければならないというのと、するものとするという、この条例の先ほどかたいというお話あったのですが、条例の語尾の約束みたいなのもございまして、例えば保護者は、常日ごろから人に迷惑をかけてはいけないと子どもに指導しているのだから、いじめを理解させる必要はないのだと、私は学校の方針、学級の方針に納得できないから、学校から協力を依頼されてもする気はないのだと、それでいいのです。この書き方は。するものとするというのは、努力してくださいということですが、それでも、正当な理由があれば、しなくていいのです。そういう意味なのです。

であれば、おまえはいじめられているけれども、一人で強くなって解決しなさい、これだけはやめていただきたい。これだけはやめていただきたいから、そこだけはしなければならないというのをたくさんのご指摘いただいて、うちのほうも考えて、全部ほとんど直したのですけれども、この1カ所だけは、やっぱりそうはいかないだろうということから、こういうふうに残らせていただいたということでございます。

それから、つけ加えるに、大変残念な話なのですけれども、うちのほうで26年、27年、何件かいじめがあるのですけれども、そのいじめの発見のきっかけは何であったかという、学校で発見したというのは、大変少ないのです。保護者からの申し出が半数以上なのです。つまり学校は申しわけないけれども、保護者からの申し出で、訴えで初めて気づいている。が、その後相談はどういうふうになっているかという、保護者、家族あるいは学級担任、教職員というのが7割ぐらいずつなのです。これ複数選択なので、7割ぐらいになっているのです。やっぱり学校も見つかったならば、一生懸命相談に応じているし、ある程度信頼さ

れて相談を受けている。こんなことも考えますと、実態考えますと、やっぱり保護者から、保護というのは、どういうふうに言ったらいいかわかりませんが、相談、話を聞くのもあるでしょうし、学校に訴えるのもあるでしょうし、さまざまな形があると思いますので、ぜひそういうことで一緒にやっていただきたいという意味から、そういうふうに書いているところをご理解いただきたいと思います。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質問ありませんか。

小川委員、どうぞ。

○（小川文子委員） 国の推進法でも、その項目については、努めるものとする、保護するものとするというふうな書き方になっておりまして、あるいはこの推進法にのっとってやっているということなのですが、推進法では努力義務を求めているのですが、本町では、いわゆる努力義務を一步超えていると考えます。その点については、どう考えますか。

○委員長（齊藤正範委員） 教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

推進法を踏まえているのは、そのとおりでございますけれども、先ほどの理念のところもありましたし、やはり重大事案があつて、さまざまなことを考えて、我々に欠けていたもの、あるいは皆さんにどういうことをお願いしなければならないのかということ考えたときには、推進法と、私は異なるのはやむを得ないし、なぜ異なるのかということについては、先ほど説明申し上げたとおりですので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで第7条についての質疑を終わります。

次に、第8条について行います。

職員に条文を朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで第8条についての質疑を終わります。

次に、第9条について行います。

職員に条文を朗読させます。

(職員朗読)

- 委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(齊藤正範委員) ないようでありますので、これで第9条についての質疑を終わります。

次に、第10条について行います。

職員に条文を朗読させます。

(職員朗読)

- 委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

よし子委員、どうぞ。

- (川村よし子委員) 財政上の措置ということですが、この項目にはどのようなことを考えてこういう項目入ったのでしょうか、お伺いします。

- 委員長(齊藤正範委員) 学務課長。

- 学務課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えします。

この後出てくる条文なのですけれども、条例第13条に掲げるいじめの未然防止に係る措置、それから第14条に掲げるいじめの早期発見及び早期解消に係る措置、第15条に掲げる相談体制の整備に係る措置、第17条に掲げるインターネットを通じて行われるいじめに対する対策に係る措置、第18条に掲げる研修等の実施に係る措置、第20条に掲げるいじめに対する措置、第21条に掲げる矢巾町いじめ問題対策連絡協議会の設置に係る措置、第22条に掲げる矢巾町いじめ問題対策委員会の設置に係る措置、第26条に掲げる矢巾町いじめ調査委員会の設置に係る措置、これらに関しての財政上の措置というふうに考えております。

以上、お答えとします。

- 委員長(齊藤正範委員) そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(齊藤正範委員) ないようでありますので、これで第10条についての質疑を終わります。

次に、第2章、いじめ防止基本方針の策定の第11条について行います。

職員に条文を朗読させます。

(職員朗読)

- 委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(齊藤正範委員) ないようでありますので、これで第11条についての質疑を終わります。

次に、第12条について行います。

職員に条文を朗読させます。

(職員朗読)

- 委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆委員。

- (昆 秀一委員) 第3項、保護者及び町民等の理解及び協力が得られるよう、これはどのように公表して、どのように努めるつもりなのかお伺いします。

- 委員長(齊藤正範委員) 田村補佐。

- 学務課長補佐(田村英典君) ただいまのご質問にお答えいたします。

学校のいじめ防止基本方針を策定した際には、まず保護者会、例えば保護者の皆様が集まる機会に学校側から、今まで全学校でお示ししていたかどうか、済みません、私のほうでちょっと確認は、今行っておりますが、次からはしっかりと保護者のほうに基本方針をしっかりと紙としてお見せして、そして諮っていただきたいと。それで、保護者の中には、例えばいじめ、万が一いじめを受けたときに、どういう手順で対応したらいいのかとか、どこに連絡したらいいのかというものも実際わからない、もしかすると保護者の方もいらっしゃると思いますので、そういったものを含めていじめ防止基本方針を策定して、お配りさせて、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

- 委員長(齊藤正範委員) 昆委員。

- (昆 秀一委員) その配るとか、そういうふうなのはわかるのですけれども、理解を得るために、例えばこの間のようなプロポーザルのようなものをするのか、それともただ配って

理解してもらおうというふうに扱うのか、その辺お伺いします。

○委員長（齊藤正範委員） 田村補佐。

○学務課長補佐（田村英典君） 学校いじめ防止基本方針については、当然ながらいじめ防止対策推進法の基本方針、それから町の基本方針を受けて策定することになります。例えばですが、教育委員会事務局、私なり、事務局職員がございますので、そういった場所にお伺いして、説明もさせていただく機会があれば、対応してまいりたいと。ご理解いただいたかどうかというのは、ちょっとはかれないものがありますけれども、ご理解いただけるように努力していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで第12条についての質疑を終わります。

次に、第3章、いじめ防止等のための対策を推進するための基本施策。第13条について行います。

職員に条文を朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

よし子委員、どうぞ。

○（川村よし子委員） 1項の中で、道徳心を養い、心の通う対人交流の素地を養うことがということがあるのですけれども、道徳心ということはこの条例に入れた意味をお伺いします。

○委員長（齊藤正範委員） 教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

道徳心というのは、道徳の授業だけではなくて、学校ではその時間を要としてさまざまな相手の立場に立つとか、規律を守るとか、いろんなことをさまざまな場で教えているわけですが、これらを総称して道徳心というふうにあらわせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか。

よし子委員、どうぞ。

○（川村よし子委員） 今までの教育の中でもそれは教えられてきて、教育の中できちっとさ

れる。何で今回のこの条例の中に入れるという、そこがちょっと今の教育長の説明ではわからなかったのですけれども。

○委員長（齊藤正範委員） 教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

小学校、中学校では、特段目立った教育活動というのはないのでありまして、毎年、毎年同じ、例えば道徳的な、道徳の授業を要として、さまざまなそういう規律のこととか、そういう、毎年、毎年、繰り返し、繰り返し教えていくわけでございます。ですから、このいじめだけではなくて、さまざまな面で相手の立場をおもんばかるのもそうですし、そういうふうな気持ちはずっと毎年らせん状に、常に繰り返して教えていっているわけですので、そういうふうな意味で書かせていただいているということですので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質問はありませんか。

小川委員、どうぞ。

○（小川文子委員） いじめの未然防止のための措置として、いわゆる先生たちの過重労働の改善とか、それから今回も県では、中学校3年生に35人学級を取り入れるということで、そういう体制をとられるようですけれども、わかる授業をすとか、それが未然防止になるということが第三者委員会の中でも強調されております。いわゆるこれは規範、道徳というのは、規範教育です。規範教育だけで解決できるものではないと、わかる授業をして、子どもたちが本当に理解ができて、そうしてすることがいじめの未然防止になるということをやっていますけれども、これでいきますと、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動及び生徒指導の充実ということで、わかる授業とかというのがどこに入るのかなと思って、そういうふうなことについての考えを伺います。

○委員長（齊藤正範委員） 教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

教育活動の中に教科教育もあろうと思えますけれども、教科教育の中には、生徒指導とか、そういうのも入ってまいりますし、それから委員ご指摘ありました多忙なものを、例えば今度週1日部活動を休むという提案を県教委もして、町教委としても同意して、そういう通知を出す予定ではございますけれども、いずれわかる授業というのは、子どもの側に立った授業をすることによってわかる授業ということになると思えますので、まず子どもの側に立つというのは、生徒指導の最大のポイントだと思いますので、書いてはいないですけれども、

そういうふうな意味から教科教育においても行われているものというふうに考えますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで第13条についての質疑を終わります。

ここで時間が経過しておりますので、休憩をいたしたいと思います。

再開を45分といたしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

午後 2時35分 休憩

午後 2時43分 再開

○委員長（齊藤正範委員） それでは、おそろいようですので、再開いたします。

次に、第14条について行います。

職員に条文を朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで第14条について質疑を終わります。

次に、第15条について行います。

職員に条文を朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

山崎委員。

○（山崎道夫委員） この相談体制の中身なのですが、教育相談員の配置がありますが、電話等の相談は、この方たちの対応ということを考えているのでしょうか。

○委員長（齊藤正範委員） 学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えします。

電話での対応ももちろんございます。あとは、実際に来ていただいて、そして会議室で面接することもございます。それから、実際に各学校に赴いて、そして学校の状況を把握して先生方からいろいろ情報を得て教育相談をするといったようなことを想定しております。

以上、お答えします。

○委員長（齊藤正範委員） 山崎委員。

○（山崎道夫委員） そこについては、理解しましたが、子どもたちがいじめを受けたりあるいは保護者がそれを気づいたときに、例えば日中になかなか対応というか、電話もできない、あるいは直接お会いにも行けないということで夜ホットダイヤルとかということでナイトダイヤルとかも言ったりしていますが、そういう体制を組んでいるところもあるわけです。そういうふうな部分に対する対応というのは、どういうふうな考えを持っていらっしゃるのですか。

○委員長（齊藤正範委員） 田村補佐。

○学務課長補佐（田村英典君） ただいまのご質問にお答えいたします。

前回の委員会で児童等保護者説明用概要版、わかりやすい概要版のほうです。そちらのほうの14ページの中のただいまご質問受けました教育委員会だけの相談窓口、電話番号だけではなくて、24時間受け付け、あるいは教育委員会以外のそういった相談窓口もあるはずだということで、わかりやすい電話番号とか、相談窓口を追加してくださいというご指摘いただきました。それで、今まだちょっとお渡しできていないのですが、早速こちらのほうで準備させていただきまして、24時間対応、それから例えば警察とか、岩手県とか、厚労省とか、NPOとかというふうな窓口を作成させていただいておりますので、先ほど教育長からお話あったとおり、これを全児童・生徒にお配りする際には、それをきちっと整備して、製本して配付したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質問ありませんか。

昆委員、どうぞ。

○（昆 秀一委員） その相談、いろいろなところがあるというのは、結構なことなのですが、それがどういうふうに進められたか、そういうふうに進められているというか、ワンストップというふうな考えもあるのですけれども、そこら辺の相談がどういうふうに進められたかという報告というか、そういうふうな問題の解決はどういうふうになったかというところは、どういうふうに進められて相談に生かすのか。

○委員長（齊藤正範委員） 教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

相談は、匿名でという相談が、他の機関ですと多いわけでございます。ただし、いじめ等で死にたいとかという例もあったのですけれども、そういう場合には、うまく相談員の方が地域とか、何とかとにかく情報を聞いていただいて、そういうものについては、夜でも来ます。学校には行きません。教育委員会に来ます。そして、教育委員会から学校というような形でやるわけですけれども、さまざまなケースありますし、いろいろ個人によって、ここでこういう場合というの、なかなか言いづらい場合もありますので、そういう緊急を要するものは、ルートがきちんとできております。その他のものについても、ここだろうと思うことについては、教育委員会のほうが窓口で受ける場合が多いです。

例えば矢巾町の生徒です。矢巾町の親ですというふうに匿名であっても名乗っていただければ、うちのほうにまいりますので、うちのほうで勘案してどこかというようなところで学校と相談すると。最終的には、匿名性がある場合には、言わないようにうまくやってくださいという指導はしますけれども、学校で解決しなければ何ともならない問題でありますので、できるだけ学校を探して、学校と話し合うという姿勢で臨んでいるところでございます。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで第15条についての質疑を終わります。

次に、第16条について行います。

職員に条文を朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで第16条についての質疑を終わります。

次に、第17条について行います。

職員に条文を朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで第17条についての質疑を終わります。

次に、第18条について行います。

職員に条文を朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで第18条についての質疑を終わります。

次に、第19条について行います。

職員に条文を朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで第19条についての質疑を終わります。

次に、第20条について行います。

職員に条文を朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで第20条についての質疑を終わります。

次に、第21条について行います。

職員に条文を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) ないようでありますので、これで第21条についての質疑を終わります。

次に、第22条について行います。

職員に条文を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小川委員、どうぞ。

○(小川文子委員) これは第三者委員会の常設というふうに理解しましたけれども、委員は、教育委員会が委嘱する委員6人をもってするという事なのですから、委員の中身とか、それから選定方法についてどのように考えているかお伺いします。

○委員長(齊藤正範委員) 学務課長。

○学務課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えします。

現在考えているところでございますが、構成委員は6人以内ということで、学識経験者、それから弁護士、そして医師という、この3つの業種を主に考えているところでございます。

選任方法につきましては、各、例えば弁護士会でありますとか、医師会でありますとか、そちらのほうに推薦していただくような形で公平、公正に選んでいくような方法を考えております。

以上、お答えいたします。

○委員長(齊藤正範委員) そのほか質問はありませんか。

山崎委員、どうぞ。

○(山崎道夫委員) これはもう何か起きたときの、その調査をしたり、あるいは対応するという事だと思いますが、常日ごろから子どもを守る委員会的なものの設置というのは、特には考えていないのでしょうか。

というのは、例えば学校以外の場所で起きるいじめもかなりあるわけですが、町内のいろ

んな施設を回って歩くと、子どもたちが何かをやろうとするような場所を回って歩くとか、そういうふうな委員会というのは、そういうのは考えていないのでしょうか。

○委員長（齊藤正範委員） 学務課長。

○学務課長（村松康志君） 第21条の矢巾町いじめ問題対策連絡協議会、こちらのほうでそのようなものについて検討してまいりたいと思っておりますし、また学警連、こちらのほうもリンクしながらそういうものに対していろいろ対策等、皆さんで話し合っていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで第22条についての質疑を終わります。

次に、第4章、重大事態への対処、第23条について行います。

職員に条文を朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで第23条についての質疑を終わります。

次に、第24条について行います。

職員に条文を朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで第24条についての質疑を終わります。

次に、第25条について行います。

職員に条文を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) ないようでありますので、これで第25条についての質疑を終わります。

次に、第26条について行います。

職員に条文を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) ないようでありますので、これで第26条についての質疑を終わります。

次に、第5章、雑則。第27条について行います。

職員に条文を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) ないようでありますので、これで第27条についての質疑を終わります。

次に、第28条について行います。

職員に条文を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○(廣田清実委員) ないようでありますので、これで第28条についての質疑を終わります。

次に、第29条について行います。

職員に条文を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) ないようでありますので、これで第29条についての質疑を終わります。

次に、附則について行います。

職員に条文を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

山崎委員。

○(山崎道夫委員) 附則の1つはこれでいいようには思いますが、4月1日から施行になる、これは議会でも可決が必要なのですが、この運用実績を、当然いじめ防止基本条例が制定になると、これに沿ってそれぞれ町も、教育委員会も学校も、保護者も全部これに従っていじめ防止に取り組むわけですが、これを運用して、その実績を検証して、さらに取り巻く状況とか、いろいろ変わってくると思いますが、その際に条例を改正しなければならないという、その条例というのは、あえてつけなくていいのでしょうか。条例の改正、その他必要な措置を講ずるといような形の検討というか、文言。

○委員長(齊藤正範委員) 田村補佐。

○学務課長補佐(田村英典君) ただいまのご質問にお答えいたします。

条例の中では、このような表記になってございますが、定める規則については、教育委員会規則になってございますので、教育委員会の中で、教育委員会議のほうでご議決いただくこととなります。

それから、最後の附則で報酬額出ておまして、矢巾町いじめ調査委員会委員の報酬については、これは町長部局のほうで、矢巾町いじめ防止対策に関する条例第26条に規定する矢巾町いじめ調査委員会規則として定めさせていただく予定でございますので、別に定めさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（齊藤正範委員） はい。

○（山崎道夫委員） 確認ですが、条例の改正が必要だという部分のその文言は、あえて入れなくていいという解釈ですか。将来にわたってこのままでいくということではないと思いますので。

○委員長（齊藤正範委員） はい。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えします。

もちろん山崎委員おっしゃるとおり、条例つくったからそれでおしまいではなくて、これをさらに実効性を高めて一回まず運用してみまして、P D C Aで、そして直すべきところは直して、それで直さなければならないところは条例改正ということでまた、一部改正ということで議会に上程することになっております。

以上でよろしくお願ひしたいと思います。

（何事か声あり）

○学務課長（村松康志君） ですので、うたっていないということでございます。

（「うたっていない」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） いいでしょうか、今の質問の答弁、いいですか。うたっていないとでもできるという見解なそうです。

その他質問ありませんか。

川村よし子委員、どうぞ。

○（川村よし子委員） 保護者の義務、それから子どもの当事者、児童の義務のところは対処になったのですけれども、義務……

（何事か声あり）

○委員長（齊藤正範委員） まだ附則の部分。その他とはそういう意味だったので。

それでは、ないようでありますので、これで附則についての質疑を終わりとします。

以上で付託された議案の質疑を終了いたしました。

最初に説明したとおり、続きまして、議案に対する意見を受けてまいりたいと思います。意見についても1条ずつ、1項目ずつ出してもらいたいと思いますので、意見のほうに入っていきます。

初めに、前文についてのご意見ある方は、発言をお願いします。

よし子委員、どうぞ。

○（川村よし子委員） 保護者の義務……

(「前文」の声あり)

- (川村よし子委員) 全文について、保護者の義務というところはあるのですけれども、知る権利というところがないなというので、そういうのをつけ加えていただきたいと思います。

(「前文だよ」の声あり)

- 委員長(齊藤正範委員) いいですか、前文というのは……

(「全部の全文じゃない」の声あり)

- 委員長(齊藤正範委員) いいでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(齊藤正範委員) それでは、この条項については、原案どおりということで確認させてもらいたいと思います。

続きまして、目的の第1条についてのご意見をお伺いしたいと思います。

山崎委員、どうぞ。

- (山崎道夫委員) 前段でちょっと私意見を言ってしまったのですが、実は、この目的は誰もが理解するものでなければならないと思いますが、これがうたっている中身を見ると、ちょっといじめ防止対策推進法というのがあったりして、その趣旨を踏まえて、これをつくるのだよということは、誰もわかるのですが、その一々いじめ防止対策推進法をひもとかなければならないというような作り方ではなく、ここはもうあえて触れなくても私はいいと思うのです。それはもう法律ですから。

したがって、この部分については、なぜこの条例をつくるかという、その目的をしっかりとしたほうがいいのではないかというふうに思うのです。この後段には、確かに基本理念及び基本となる事項を定め、町、教育委員会等の責務を明らかにすることで載っていますが、ここにやっぱり子どもに対するいじめ防止に係る基本理念を定めて、町、学校、保護者、町民及び事業所等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とすると。そういうふうに明確に、誰もがわかるような目的の条項にしたらいのではないかというふうに思うのですが、その部分についてはどうなのでしょう。

- 委員長(齊藤正範委員) ただいま山崎委員のほうから、もう少し明確にわかるような条文にしたらいのではないかという意見が出ていますけれども、これに対して皆さんの意見はありますか。

小川委員、どうぞ。

○（小川文子委員） 私もそのように思います。結局、これは国のいじめ防止対策推進法そのものではないわけで、先ほどの教育長のお話にもあるように、国の防止法では、推進法ではこういつているけれども、うちはもっと強く協議していますよと。趣旨は、あるかもしれないけれども、個々の表現がかなり異なっておりますから、一々そことの関係はどうなのかということを見ないでも、これだけでわかる、それが必要だと思います。

○教育長（越 秀敏君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（齊藤正範委員） はい。

○教育長（越 秀敏君） 済みません、意見ではないのですけれども、このいじめ防止の推進法があって、この法律が町教委、学校にいじめ防止基本方針をつくりなさいという義務を課しているわけです。でも、国が法律で学校とか町教委にすぐというのはなかなか、特に学校に、法律違反だとかなり言われたのは、いじめ防止推進基本法があって、それで対策防止基本方針をつくりなさいと。県も町も中に入っていないのです。こういうシステムというのは、いまだかつて学校には経験がない形だったのです。必ず国の場合は県があって、町があってということで、特にも昔は、準則とって、ある程度のものが国とか県でつくられて、それに準じたものを、それを学校が見てやっていくということなので、この我々が今立てている条例については、踏まえていないとは言いましたがけれども、準則ではないので、まねる必要はないのですけれども、いじめ対策推進法に基づいて我々は条例をつくって、この条例から学校に防止基本方針をつくりなさいと。国もいつているのですけれども、ちゃんと筋道をつけてつくりなさいということをいつているのです。意外とこういういじめ防止については、こういう形でやっているところがないのです。

でも、うちのほうはこういうことがあったのだから、筋を通してやっていこうということ。それで、目的のところはどうしても、そのもととなる法律名を入れるというのが、ある程度のつくり方であるということだけのご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（齊藤正範委員） ただいま町当局のほうからこういう文面にした理由の説明もあったわけなのですけれども、そのほかもう少しわかりやすい表現にしたほうがいいという2名の委員の方の意見が出ておりますけれども、その他の、今の。

はい。

○（藤原由巳委員） 今の教育長からの説明を得るまでもなく、私も今回こういった事案が発生したことによって、いじめ防止対策推進法という法律があるということを知ったような状況です。皆さん知っている方はおったかもしれませんが、これを全ての子どもあるい

は町民に、例えばこれを抜きに配布すると、このもとになっているのは何かということから議論していかなければならないと思うのです。ですから、私はここに一番冒頭にこれを入れたということは、これは私はよろしいというふうに思いますし、あとは、中いろいろあるかと思いますが、最後のほうに、町民一丸となっていじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とすると、これで私は十分だというふうに思います。

以上です。

- 委員長（齊藤正範委員） ただいま2つの意見が出ておりますので、この項につきましては、これ以上の意見の部分はしないで、いろいろな論があるということにしまして、きょうで全て終われないと思いますので、次までに、次のときは採決で決めざるを得ない場面にもなるかもしれませんけれども、それぞれ具体的意見を当職のほうに次回開催までに申し出てもらいたい。できたら、例えば表現を変えたほうがいいのかという方の意見については、このように変えたらいいのではないかとこのところまで提言してもらえれば、皆さんに協議する部分、スムーズにいくと思いますので、そのように預かってまいりたいと思います。

それでは、続きまして、第2条のほうに入っていきたいと思います。

第2条についての意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（齊藤正範委員） それでは、この条項については、原案どおりということの確認でいいでしょうか。

はい。

- （小川文子委員） 私は、団体企業ということになりますと、ほかの市町村でも団体企業と書いているところもありますけれども、そこに事業所を置いているところが、例えばそういう責務まで負わせられるということになると大変、そこまで求めることはないのではないかなと思うのです。地域住民ということでもいいのではないかなと思うのです。そういう考えです。

- 委員長（齊藤正範委員） そのほか意見のある方は。

（「なし」の声あり）

- 委員長（齊藤正範委員） それでは、この項につきましても、小川さんの意見の出る前の方々につきましては、賛成するような返事もありましたので、この項についても結論を出さずに、次回の部分での議論、採決になるかもしれませんが、それで意見がありましたら、直す表現とか何かも、先ほどと同じように当職に提出してもらえれば助かりますので、

そのようにお願いします。

続きまして、第3条のほうに入っていったいいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) それでは、第3条についての意見をお伺いしたいと思います。

第3条について、農夫委員、どうぞ。

○(川村農夫委員) この第3条、質問でもお話ししましたが、こんがらかるとか、盛り込むまでもないという回答でしたけれども、実は、やはり大津市とか、あと可児市等の条例を見ても、やっぱり最後に理念の中で目指すものは、相手を尊重して豊かな人間関係をつくる子どもたちを育てることを目指すというのが理念の中に盛り込まれております。やっぱりいじめが実際にあった矢巾町としては、それをなくするための対策として、この条例を定めることはわかりますけれども、何か感覚的な表現しますと、北風、北風、北風だけ吹いて、太陽がさっぱり出てこないというような表現というか、感覚を受けるわけです。やっぱり目指す子どもたちの豊かな、人間性豊かな子どもたちをつくることを目指してこの条例はつくられるのだよというところをここで1項目、第5号として付加していただければというのが私の意見です。

○委員長(齊藤正範委員) そのほかの委員の方々、ただいまの意見について。

山崎委員。

○(山崎道夫委員) 基本理念ですから、やっぱり目的、基本理念、この辺はやっぱり誰もがそうだなというふうにとる、理解できる中身のほうがいいと思うのです。さっきいじめ防止の対策推進法、誰もわからないのではないかという話ありましたが、これ町民に恐らく基本方針配られているのだらうと思うのですけれども、保護者、どうなのでしょう。

これを見ると、大体法律がみんなここに書かれているわけです。ここもまた、基本理念に法第3条に定めるもののほかと、また法律が出てくるということで、どうもかたい表現だなというふうに思うのですけれども、先ほど農夫委員言ったように、そのほかの市でも早く、私たちよりも2年以上も、あるいは3年近くも早くいじめ防止条例をつくっているのですが、そんなにかたい表現ではないのです。法律第何条って入っていないのです。いわゆる町民なり、学校なり、生徒なり、その人たちがなるほどなと捉えられるような表現で目的も理念もうたっているのです。そういうふうな形で実効性のあるものを求めていくというほうが私は非常に親切ではないかなというふうに思うのです。取り組みやすいのではないかとこのように思うのですが、どうなのでしょう。

○委員長（齊藤正範委員） ただいま基本理念として4項目がうたわれておりますけれども、それにあと1項目、具体的な取り組みについての表現をしたらいいのではないかという意見が出ておりますけれども、これについて皆さんのほうはどのような意見をお持ちでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

義一委員、どうぞ。

○（藤原義一委員） 私は、いじめの条例案というのは、まさにいじめがあったから、いじめをなくそうということから出てきているのであって、余り間口を広げ過ぎると、わけがわからなくなってしまう面もあるので、ここに出ている4つ、いじめについて出しているようですが、やっぱりそういったきちっと目的、いじめということに目的を一本化して私はやるべきだと思うことから、このままでいいと思います。

以上。

（「異議なし」の声あり）

（「ちょっと何か舌足らずだったかもしれません」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） 山崎委員、どうぞ。

○（山崎道夫委員） 1、2、3、4は、実はいじめ防止に向けた最も大切な部分ですから、これについては、私は非常にいいのではないかと考えています。ただ、その前段の部分、もっとわかりやすくすべきではないかということで、ちょっと舌足らずでした。そういうことで発言していました。

○委員長（齊藤正範委員） それでは、ちょっと整理したいと思います。このままでいいという部分と、若干加えてわかりやすいようにしたらいいのではないかという2つの意見が出ております。

（「まだあります」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） はい。

○（小川文子委員） 私は、児童等はいじめを行ってはならない。また、被害者にもならないようにという、このことについては、削除を求めるものです。

というのは、行ってはいけないということは、まず誰もがわかっていることなのだけれども、ここで何でこれをやるかということは、やっぱり町民みんなが心一つにして、みんな子どもたちをいじめから守っていこうと。いわゆる教育的配慮をしていこうということが基本であって、あなたいじめちゃいけないのだから、そういうふうには頭から、上から目線

でやるような条例では、これを見たときに、子どもたちが心を開くことができるのか、そういうふうに思うのです。だから、基本理念のところにいじめを行ってはいけません。それは確かにそうなのだけれども、上から目線でそういうふうに行っている条例は余りないのです。基本理念、先ほども可児市のあれで出されましたけれども、基本理念はたった2つです。町とかは、いじめ防止に取り組まなければならない。子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重しなければなりません。たったこの一言です。それで、過大な指摘といいますか、過大な上から目線の指摘というのは、私は逆効果になりかねないと考えます。

なもので、余りにも厳しい指摘をあえてここで基本理念に入れることはないだろうと考えます。これは、語って聞かせることであって、条例化するものではないと考えます。

もう一つは、先ほど言ったように、被害者と加害者を同一に扱っている。被害者になりたくてなるわけではない。だからあなたは被害者にならないようにしてくださいと言われて、なりようがないのです。ですから、それを加害者、被害者に、誰にもなり得ることということ、被害者にならないように努めなさいということとは、レベルが違う、質が違うものと考えるので、いじめは誰もが加害者、被害者になり得るものなのだよという、そういういじめの性格をしっかりと認識することは大事なだけれども、加害者にも被害者にもならないように努めるということは、削除するべきだと考えます。これをつけ加えることによって、子どもたちの心を逆に閉ざしてしまうというのですか、子どもたちが喜んでこの条例を受け入れることができるかなど、私はそのように考えます。

以上です。

- 委員長（齊藤正範委員） ただいま3つの多分意見がそれぞれ出たと思います。それに関しまして、意見の発言した方の考え方、例えば条文等につきまして、案等がありましたら、次回開催までに当職のほうに変えるという方の意見については、申し出てもらいたいと思います。次回の委員会でそれは検討するという条項にしたいと思います。

ここで一旦……

（「今の話でちょっとだけ確認」の声あり）

- 委員長（齊藤正範委員） はい、どうぞ。
- （藤原由巳委員） 次回委員会までという今の話でしたが、次回の委員会できょう出た意見を会派ごとに協議して集約しますよと、こういう話でしたので、次回の委員会まででは、この会派協議の時間がないわけですし、できればあさってあたりまでに、きょう今述べられたのを書面にして、それをみんなに配付してもらって、まだまだ意見はあると思いますが、き

よう述べられた方々の意見を書面にして各会派に配付をお願いして、会派は、次回委員会までの間、日程を探して、そこで会派集約したいと私は考えていたのですが、そういう方向でいかがでしょうか。

○委員長（齊藤正範委員） 今由巳委員のほうから今のような、ちょっと検討するのに材料を欲しいものだから、早目に資料が欲しいという、その発言がありましたけれども、そのような取り扱いでいいでしょうか。

（「ちょっと私は意見があります」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） はい、どうぞ。

○（小川文子委員） 会派で集約するということなのですからけれども、私たちが今の会派の段階では、やっぱりそこまで会派として一つの自分の意見をまとめるところにいていないような気がするのです。いわゆる研究集団というか、同士ではないわけです。だから、個人の意見であっていいのではないかと思うのです。あえて会派で……

○委員長（齊藤正範委員） わかりました。ちょっと私のほうで整理させてください。我々の会派は意思統一をする会派ではありませんので、当然個人意見としても受けようと思っていた、最後に言おうと思っていましたので、今出ましたからあれですけれども、会派、もしくは個人意見ということで構いません。統一できなくても、それは受けますけれども、会派としての検討するときに、資料も欲しいということでもありますので、その資料の提出時期を早めたいというように思いますけれども、それは確認いいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） よければ、とりあえず、はい、清実委員。

○（廣田清実委員） ちょっと、進め方にちょっと質問があるのですけれども、今集約して、会派、個人でもいいですけれども、出て、これをいわゆる文言整理をして、また出てきて、それで付託されている部分に関して21日の本会議までに、そこまでやって、審議の内容の中で意見聴取できるのですか。日程的な時間。

○委員長（齊藤正範委員） 日程的な部分ですけれども、ここで出ている意見の部分以外にも出た部分ではあるかもしれませんが、13日に午前中にもう一度調査委員会をしようと思っていました。その中で特段あれしなければ、相反する意見については、採決という部分で決めざるを得ないのかなというようには思っています。意見を聞いて、歩み寄って一つにできる部分等があればあれですけれども、やっぱりいろいろ意見あると思いますので、そこは採決で条項ごとにしようがないのかなという思いで私はいるのですけれども、いかが

でしょうか。

(「意見を出してください」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) そうですね、その意見をちょっと聞いた中で、詳しく出してもらえれば、また考え方が変わるとかという場面も出てくるかと思えますけれども、それでは、意見の集約時期については、今ちょっと事務局と相談しますけれども、今休憩をとろうと思っていました。休憩後にちょっといつまでということをお話したいと思えますので、よろしくお願ひします。

休憩、45分再開ということをお願いしたいと思ひます。

午後 3時36分 休憩

午後 3時45分 再開

○委員長(齊藤正範委員) それでは、そろったようですので、再開いたしたいと思ひます。

先ほど報告の期限なのですけれども、報告の期限は、9日の一般質問の前に提出、第1日目の前に提出してもらいたいと思ひます。それで、第何条のところとわかるように出してもらいたいと思ひます。事務局と私のほうで整理しまして、10日の朝までには整理した一覧表を皆様のほうにお届けしたいというように思っておりますので、ちょっと日数がなくてあれですけれども、これは会派としてのまとめとか、そういう部分ではなく、個人意見としてでも全く構いませんので、そういう取り扱ひでお願いしたいと思ひます。

それでは、再開いたします。

続きまして、第4条についてのご意見をお伺ひします。ご意見ないでしょうか。

(「ないです」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) それでは、第4条につきましては、原案どおりといたしたいと思ひますけれども、いいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) それでは、そのように取り扱ひたいと思ひます。

続きまして、第5条についてのご意見をお伺ひいたします。

第5条についてのご意見はございませんか。

(「ありません」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) 第5条についても原案どおりといたしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、第6条についてのご意見ありますか。

小川委員、どうぞ。

○（小川文子委員）　今回は、やはり学校の責務が大変問われた事件でございました。したがって、私は第6条には、学校の安全配慮義務をしっかりと明記されるべきと思います。

○委員長（齊藤正範委員）　そのほか意見のある方はいないでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員）　なしということは、それをつけ加えるべきという判断でしょうか。

それとも……

（「意見として出してもらう」の声あり）

（「そしたら、あとみんなで検討すればいいのだ」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員）　それでは、意見を出して、ある人は討議しないで出してもらおうと。

はい、わかりました。それでは、そのようにいたしたいと思います。

それでは、第7条について意見のある方おられますか。

小川委員、どうぞ。

○（小川文子委員）　私は、第2項の削除をお願いするものです。一般的に子どもにそういうふうにいけないことだと語って聞かせなさいというのは、これはもう当然のことだと思えますけれども、例えば自分の子どもがいじめられているということがわからないで自殺した場合に、親がわからなかった場合に、町の条例違反ということになりますから……

（「いやいや、保護しなければならないだから」の声あり）

○（小川文子委員）　いわゆる保護しなければならないのに、あなたは保護しなかったのですよということになります。だから罰則規定なしの条例違反ということになるかと思えます。結局適切にあなたは保護できなかったのですよということを暗に、この保護者がとりかねない。つまりそこまで保護者に求めるものではないと考えます。

というのは、第一義的な責任は、やっぱり私は学校にあると思うのです。学校の中のいじめは。だからさっきも教育長が言ったように、ほとんどは保護者の方からの申し出ですと、いじめの内容は。つまり保護者がちゃんと申し出ているのに、学校はそれを認知していないということになります。だから、やっぱり保護者から言われる前に、むしろ学校はいじめの認識を、認知をしなければならない。保護者に言われて、初めて、はあそうですか、そんな

ことがあったのですかでは遅いと思うのです。だから、むしろ私はそれを保護者にしなければ、これはある意味当然と言えば当然なのです。だけれども、ここに条例化するべきものではないと考えるのです。これが条例化することによって、私は保護者から不満が来るかと思っています。

というのは、今回の事案の中で約4割の保護者が学校対応に不満を述べています。そういう中であって、保護者が本当は、あなたたちが先にしなければならないのだよ、責任はあなた保護者にあるのですよということに受けとれかねないのです。そうなると、保護者と学校を分断する、つまり本当は町民一丸となってやらなければいけないことなのに、保護者にだけ責務を強烈に課してしまうことによって、保護者と学校を乖離させる、私はそういう危険性があると考えます。

というのは、やっぱり保護者の立場に立ってみれば、そんなに簡単に自分の子どもが何で死んだかわからない保護者は多いと思うのです。わかっている人もいると思うけれども、大抵はわからなかった、そういう保護者が多いのがいじめの自殺事件の現状です。それを受けて私たちは、これをつくるわけですから、一般的な町がつくるわけではないのです。この重大事件を受けてつくった、この条例が、自殺した保護者に対してこういうふうに言えますか、私はそれは余りだと思うのです。だから……

(「その前の話だよ、これ」の声あり)

○(小川文子委員) だから、例えば推進法であれば、推進法にも……

(何事か声あり)

○(小川文子委員) だから私は……

(「書いて出せばいい」の声あり)

○(小川文子委員) 書いて出しますけれども、皆さんにまずここでしゃべる必要があるかと思っています。書いて出すのはします。私はそういうふう考えていた……

(「十分だ」の声あり)

(「そのぐらいしゃべれば」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) その他意見。

山崎委員。

○(山崎道夫委員) 私は、ちょっとそこに異論を持っているのです。というのは、いじめは学校だけで起きているわけではないのです。いじめは学校で起きるというのもかなりあると思います、これは日常的な部分では。ただ、帰り際あるいは公園、そしてショッピングセン

ター、建物の裏とか、林の中とか、いろんなところで起きているわけです。だから、学校の責務だけを追求するというのは、私はやっぱり片手落ちだと。

しかも保護者に責務を負わせるべきではないと言いますが、自分でやっぱり子どもを育てているわけです。そこには、やっぱり養育の義務もありますし、それからやっぱり保護する義務もあるわけです。そういった意味において、この条例に、それがわからなくて子どもが万が一の状況になったとき、本人が条例違反だと思うというのは、それは一部の人はいます、いろんな人いるから。この条文をつけたことによっておかしいのではないかという人も確かにいると思います。

しかし、私は、やっぱりそのぐらい真剣に子どもを育てないと、これからの子どもたちというのは、大変な状況になっていくのではないかと思うのです。ほとんどが共働きです。だけれども、やっぱりその中でもSOSは出すはずなのです。この子どもだって東京に行ったり、自分の両親以外の人にも、おじいちゃん、おばあちゃんにも、それなりのやっぱりSOSは出していたわけですから、やっぱりそういうふうに敏感になっていかなければならないということからいって、私はあえてこれはつけるべきだと思っていました。

○（小川文子委員） 議員間討議も大事だと思うのです。ただ、一方的に言うだけでなく、それに私、山崎さんの意見に対して、ちょっと議員間討議したいです。

○委員長（齊藤正範委員） それでは、まとめて短く。

○（小川文子委員） わかりました。

というのは、私は慎重審議すること自体がすごく大事だと思っているのです。結果、賛成、反対で決めても、その結果はそれだけのものだと思うのです。いじめがいろんなところで起きる、学校以外で起きる、だけれども、いじめというのが学校生活の中から発しています。クラスとか、クラブ活動とか、いわゆる地域の遊びの中で発生したいじめもあるかもしれないけれども、大体が学校に行って、そこで発生しているものだから、だから私は……

（「違う学校でもあるじゃない」の声あり）

○（小川文子委員） 親の責任も大事だけれども、親を強調し過ぎないようにと言っているのです。だから、親を強調して改善するということがここに強調しているのだろうけれども、親を強調する以上に学校を強調するべきだと私は考えて、そういうふうなことで言ったのです。いじめが地域であることは十分です。

（「了解」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） 済みません、議事録の部分がありますので、指名を受けたら発言

をお願いしたいと思います。

(「わかりました」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) 録音を見て議事録をつくりますので、ルールはそのようにお願いしたいと思います。

今の原案に賛成部分と変えたほうが良いという意見なのですが、それ以外にぜひともという方の意見ありますか。

(何事か声あり)

○委員長(齊藤正範委員) 簡潔にお願いします。

○(川村よし子委員) はい、簡潔に。私は、この第7条に保護者の責務というのがあって、このように保護者に対しての強い責務を負わせているということが、特に保護者が両親そろっていない家庭も多いです。シングルで生活している方も多いです。それから、いない方もいます。そういう方も含めて、やっぱりこれ課すのは負担だと思います。そして、このくらい保護者に責務を負わせているのに、知る権利が明記されていない条例というのは、おかしいと思うのです。だから、やっぱりいじめ、先ほど教育長さんがお話しましたが、保護者からいろんな情報が、いじめられているという情報が80%あるということなのですが、その方たち、どのような知る権利をお話ししているのか、提供しているのか、そういうところもやはりいじめ防止条例の中に明記するべきだと思います。

(何事か声あり)

(「80ではない」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) 意見ある方わかりましたけれども、そこのところをまとめた部分でお願いしたい。

昆委員、ありますか。はい。

○(昆 秀一委員) 私、親の立場もあるので、ちょっとだけ言わせていただきたいのですが、保護者の責務なのですが、私、保護者の責務、あろうがなかろうが結局関係ないと思います。親は子どもを守る、それがあれば、その文言何とかというのはあろうがなかろうが、関係ないと思います。

以上です。

○委員長(齊藤正範委員) そのほか意見のある方。赤丸委員、どうぞ。

○(赤丸秀雄委員) 前回の委員会で出た繰り返しになるかと思いますが、1つは、やっぱりこういう形の条例制定については、先日廣田清実委員から出ました。それから、あと梅昭委員

からは人それぞれ考え方が違う、またパブリックコメントでも正反対の意見が出ています。そういった意味合いをもって、私、このいじめ防止基本方針、それからその後ろ、22ページ以降に書いていますいじめ防止対策推進法、それから今回の条例、対比しながら読みました。そしたら、今回のいじめ条例案については、私は何もこれでいい、私は思っております。皆さん、いろいろな意見あると思います。ただ、推進法に、やっぱり法律ですから、法律用語書いています。語尾もあります。また、これに沿った部分の条例でありますから、確かに感じ方は、人それぞれあると思います。

でも、強さ、弱さの話、それからあと他町村というか、市の条例を見ても、こういう重大事案が出ないところでも条例をつくっております。そういうところの条例の語尾は比較的優しく書いています。先ほど教育長がおっしゃったように、矢巾町は、全国に言葉は適切かどうかわからないのですけれども、恥をかいたことがやっぱり大きいと思います。ですから、ここは町民一丸となった、もしくは全町民という立場からやっぱり全国へアピールするような、せめて県で初めてつくる条例でありますから、やっぱり推進法にのっとった形の文面で私いいと思っていまして、我々これから会のほうで打ち合わせを持つのですが、私はやっぱりそういう形の意見を言いたいと思って先ほど聞いておりました。

ですから、1条1条については、コメントしませんが、私はそういう意味合いから、今回の条例案についてはそういう意見であります。

(「わかりました」の声あり)

(「進行してください」の声あり)

(「進行、進行」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) それでは、進めさせてもらいたいと思います。

それで原案どおりでいいという方については、発言されても、文言等の修正なければ、私のほうに提案は出さなくても結構ですので、確認しておきたいと思います。

それでは、第8条について意見のある方ありますか。

由巳委員。

○(藤原由巳委員) ここで再確認、先ほど小川委員のほうから町民等のところで企業、団体は削除するべきではないかという意見が出ましたが、ここに8条に2項目ありますが、これ全てにやはり町内全て、全企業なり、団体が一体となってやるべきだということから、町民等ということから、先ほどの小川委員が発言した部分は、私は撤回を求めるものであります。

以上です。

○委員長（齊藤正範委員） はい。

○（高橋安子委員） 今の由巳委員が言ったことに大賛成です。第8条のところ、町民等は、児童の声かけや児童等が安心して生活できる環境をつくるものとするところがあります。これは、企業にも声をかけないと、何年か前ですけれども、郵便局員と配達員とか、それから運送会社が子どもの見守りをやらせてほしいといったときがありました。それを踏まえても、やっぱり町内の企業の協力というか、町内の企業にもこの条例をはっきりと説明しながら見守りをしていってもらいたいと思いますので、それを意見として述べさせていただきます。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） なければ、次の第9条についての意見をお聞きしたいと思います。

第9条についてありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） 第9条については、意見がないようでありますので、これは原案どおりということで進めさせていただきます。

第10条についてご意見はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、第10条についても原案どおりということで進めさせていただきます。

第11条について意見はありますか。

（「ありません」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、第11条についても原案どおりと進めさせていただきます。

第12条についてご意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） 第12条についても原案どおりと進めさせていただきます。

それでは、第13条についてご意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、第13条についても原案どおりと進めさせていただきます。

第14条について意見をお伺いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、ないということですので、第14条についても原案どおりということで進めさせていただきます。

続きまして、第15条についてご意見はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、第15条につきましても原案どおりと進めさせていただきます。

第16条についてご意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、第16条についても原案どおり進めさせていただきます。

第17条についてご意見はありますか。

（「ありません」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、第17条につきましても原案どおりと進めさせていただきます。

第18条についてご意見はありますか。

（「ありません」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、第18条につきましても原案どおりと進めさせていただきます。

第19条についてご意見はありますか。

（「ありません」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） 第19条についても原案どおりと進めさせていただきます。

第20条についてご意見はありますか。

（「ありません」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） 第20条についても原案どおり進めさせていただきます。

（何事か声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、第21条についてご意見、村松委員、どうぞ。

○（村松信一委員） この連絡協議会を置くとあります。そして、連絡協議会は、教育委員会で定めると、運営とか、それでお伺いしたいのですが、この連絡協議会の中にこういった組織の方々が入るのかわかりませんが、まず子どもたちと密に接している人たちの組織というのがあるわけでありまして。余り目に見えない、余り感じないかもしれませんが、毎日のように100人とか50人とか、そういった方々と毎日会話をして、何かないのかとか、話

をかけているグループの組織があるのですけれども、そういったグループの組織の代表のような方をこの組織の中にできれば入れていただきたいという要望であります。

以上です。

- 委員長（齊藤正範委員） 構成については、逐条解説の下段のところにこういう方々から選出するという部分は書いておりますし、条例ではなく、運用についての意見かと感じましたので、とりあえずこの場合は、条例の条項ということで限らせてもらいたいと。

（「その中に入っていないので、検討をお願いしたいということですよ」の声あり）

（「それでは運用だ、条例の内容のほう」の声あり）

- 委員長（齊藤正範委員） 高橋委員。

- （高橋七郎委員） この教育委員会の規則を定めるということなのだけれども、これも決める前に、私らのほうに一回提案してもらえませんか。

（何事か声あり）

（「これは決めるときでいいから」の声あり）

（「今返事は求めているから、要望として」の声あり）

- 委員長（齊藤正範委員） それでは、山崎委員、どうぞ。

- （山崎道夫委員） 第21条の関係で、私はいじめから守る、子どもをいじめから守る委員会的な設置、委員会設置というのを先ほど質問して、それはいじめ問題対策連絡協議会がその任に当たるという話でしたが、ちょっと私の言っているのと違うのです。教育長も入っている、関係行政機関の職員、学識経験を有する者、各種団体等が推薦する者、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校の職員、合計12人となっていますが、私の言っているのは、さっき私言ったように、学校だけでいじめが起きているわけではないので、周期的に、例えばショッピングセンターとか、子どもたちが隠れて遊べるようなところとか、そういうところを巡回をするような人たちの組織が必要だということがこの間のいじめが起きたところの対策として取り組まれているのです。

だから、我が町もやっぱりそういうことをやっていかないと、学校だ、それから教育委員会だ、保護者だ、子どもだと、分けた責務がありますが、そればかりでなく、常に見回りをするような体制をとる委員会、委員会がいいのか、何か協議会、何でもいいのですが、そういう組織をやっぱり考えていく必要があるのではないかとということでさっき質問したのです。

そうしないと、もうさっきの話のとおり、何か起きれば、学校の責任だ、保護者の責任だとなってしまうので、起きないように体制づくりをどうするかということを実効性のあるもの、立派な組織は当然必要だと思います。教育長入って、学識経験者入るのはいいのですが、日常的にその人たちは動けないわけです。だから、その辺を検討してほしいというのが私の意見として出した部分です。その辺ちょっと考えれば。

○委員長（齊藤正範委員） お聞きしますけれども、ちょっと見解等、アドバイス等ありましたら、教育長、お願いします。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問というか、ちょっとお話しさせていただきます。

田村補佐が答えたのは、結局長期休業中は、すすくネットワークとか、学警連とかで回っているよというお話が、その委員会にかわるものとして何とかならないかというようなお話だったのですけれども、日常的にどうかという問題はありますので、いじめ相談員が今2名おりますので、日常的にずっと回することは不可能ですけれども、放課後何日間か交代である箇所を見て歩くかということは、可能性としてはありますので、委員会というよりも、今そういういじめ担当2名おりますので、そういうふうな形は検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（齊藤正範委員） ただいまの教育長の見解等も含めた中で意見があれば、この第21条については、同じように提出願いたいと思います。

あとありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） なければ、次の条に進みたいと思いますけれども、それでは、第22条について意見のある方は、発言してもらいたいと思いますけれども、意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、第22条については、原案どおりということで進めさせてもらいます。

続きまして、第23条について意見ある方ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、第23条についても原案どおりということで進めさせてもらいます。

第24条について意見がありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、第24条についても原案どおりということで進めさせてもらいます。

続きまして、第25条について意見のある方ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、第25条につきましても原案どおりと進めさせてもらいます。

第26条について意見のある方ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、第26条についても原案どおりと進めさせてもらいます。

第27条につきまして意見のある方ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、第27条につきましても原案どおりと進めさせてもらいます。

続きまして、第28条について意見のある方ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、第28条につきましても原案どおり進めさせてもらいます。

続きまして、第29条につきまして意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、第29条につきましても原案どおり進めさせてもらいます。

続きまして、附則につきまして意見のある方ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、附則についても原案どおりというように進めさせてもらいます。

最後に、全体を通した中で意見のある方はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、先ほど確認したとおり、それぞれの条項で原案どおりという部分を除きまして、意見のある部分は、9日の朝までにどの条項かということを経務局のほうに出してもらおうということを確認させていただきましたので、取り扱いは、そのよう

に行いたいと思います。

また、それらの部分で特別委員会を開催するわけですが、当初の計画どおり3月13日、午前10時からの開催とお話ししたいと思いますけれども、皆様のご意見はどうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) それでは、異議がないということですので、3月13日、午前10時からこの全員協議会室に集合されるようお願いしたいと思います。

以上をもちまして予定された部分の審議は終わりましたけれども、何か進め方等で質問のある方おりますか。

(「ありません」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) なければ、よろしく、時間短いですけれども、9日の朝までということでもよろしくご協力お願いいたします。

○委員長(齊藤正範委員) 以上をもちまして、本日のいじめ対策調査特別委員会を解散します。大変ご苦労さまでございました。

午後 4時12分 散会

いじめ対策調査特別委員会議事日程（第3号）

平成29年3月13日（月）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

第1 付託議案の審査

議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について

出席委員（17名）

委員長	齊藤正範	委員			
	赤丸秀雄	委員		水本淳一	委員
	廣田清実	委員		高橋安子	委員
	村松信一	委員		昆秀一	委員
	藤原梅昭	委員		川村農夫	委員
	山崎道夫	委員		高橋七郎	委員
	長谷川和男	委員		川村よし子	委員
	小川文子	委員		藤原由巳	委員
	藤原義一	委員		米倉清志	委員

欠席委員（なし）

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田 孝君 係 長 藤原和久君

午前10時00分 開議

○委員長（齊藤正範委員） 会議に先立ち、委員の皆さんにお諮りします。

本日審議予定の案件について、日本共産党から意見が出されております第3条、第6条、第7条について、修正案の差しかえをしたい旨の申し出がございますが、このことについて許可するかどうか挙手により採決いたします。

差しかえてもいい方は挙手願いたいと思います。

（賛成者挙手）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、2名ですので、差しかえはしないで、このまま審議するということにしたいと思います。

続きまして、本委員会の傍聴希望者には、委員会条例第17条第1項の規定により、傍聴の許可をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ご異議がないようでありますので、許可することに決定します。

ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまからいじめ対策調査特別委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 付託議案の審査

議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について

○委員長（齊藤正範委員） 日程第1、付託議案の審査を行います。

本日は、前回に引き続き、付託を受けました議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定についてを議題とします。

会派または委員から提出いただいた条例の修正案等については、あらかじめ配付したとおりであります。会派または委員、それぞれにおいて内容を検討してきたと思います。

お諮りします。付託議案の審議方法についてですが、修正案の提出があった条項ごとに修正案を職員に朗読させ、提案者に提案理由をご説明いただき、皆さんから質疑や意見をお受

けた後、修正案の可否についてお諮りしたいと思います。

付託議案の審議方法について、このようにしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) ご異議がないようでありますので、そのように進めてまいります。

それでは最初に、第1条の修正案について審議いたします。

提案の概要は、一部改正であり、提出者は、山崎道夫委員であります。職員に修正案を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

山崎道夫委員、どうぞ。

○(山崎道夫委員) おはようございます。

この間、いじめ防止対策に関する条例に係る修正案の一覧ということで、ここにそれぞれ出ていますが、私はまずこの第1条について、自分なりにこの間、教育委員会が出しましたいじめ防止対策に関する条例、それから矢巾町いじめ防止対策に関する条例の逐条解説、それから矢巾町のいじめ防止基本方針等について、私も時間をかけながら一字一句確認をしながら、この間矢巾町の県内初めてのいじめ防止対策に関する条例の制定に向けて私なりに解釈できる部分は、しっかり解釈をして、そして二度と同じようないじめに関しての悲しい事件が起きないように、あるいは矢巾町の子どもたちが安心して学校生活を送れて、しかも地域社会においてもいじめのない状況の中で、そうした環境が整えられる中で伸び伸びと学び、そして生きていく、そのような状況をつくり出したいという思いで自分なりの検討をした結果、先ほど読み上げられました修正案ということで提案をしたわけでございますが、そこで提案理由について、ここに書き記しておりますので、この部分を読み上げて、私の思いを訴えたいと思います。

提案理由。いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行わなければなりません。したがって、条例を制定する目的として、全ての子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることをわかりやすく明記することが必要だと思います。

また、町の責務から町民等の責務まで、第4条から第8条まで、条文として明記しており、

あわせて第9条では、児童等の対応についても明記していることから、第1条の目的の中にそのことをうたうべきだと思っております。

いじめを許さない文化と風土を町民みんなの力でつくることを目的として、条例制定を目指していることから、子どもを含む町民誰もが理解しやすい表現にするべきである。その考えのもとに提案をするものであります。

委員皆さんの慎重なるご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明にかえたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（齊藤正範委員） これで提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑やご意見を受けたいと思います。質疑、ご意見ございませんか。

高橋委員。

○（高橋七郎委員） 今説明を受けましたけれども、この修正案を見ますと、一番最初に出してもらった第3条の基本理念というところ、同じような項目がここに書いてあるわけがございますけれども、理念を先にうたうのかというところが私、ちょっと問題あるのかなと思ひまして、第1条は、原案どおりでいいのではないか。第3条にちゃんと基本理念というやつのところの書いていますので、私はその方向がいいのではないかなと思ひますので、以上でございます。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） なしの声でありますので、これで質疑等は終わります。

それでは、第1条の修正案について起立により採決を行います。

第1条は、修正案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（齊藤正範委員） 起立少数であります。

よって、第1条の修正案は、否決されました。

これで第1条の修正案についての審議を終わります。

続きまして、第3条の修正案について審議いたします。

第3条には、日本共産党から全文改正の修正案が、また川村農夫委員からは、一部改正の修正案が、それぞれ提出されております。初めに、日本共産党から提出されました修正案を職員に朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

日本共産党、小川委員。

○（小川文子委員） それでは、私も提案理由の説明を朗読することをもって提案といたします。

第2号と、第4号を生かしながら、主体的に相互に連携して、安心して学べる環境を実現することの大切さの明記が必要と考えます。

また、児童等は、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重することを盛り込むことが大切であります。

第1号について、いじめは、発達段階の子どもには誰にでも起こり得るものであり、早期発見、早期解決が大切であり、いじめの禁止は、解決にならないと考えます。また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置してはならないとすることも、とめに入ったり、先生に報告した者が逆にいじめを受ける可能性があり、むしろ今はアンケート等の対策が求められています。

第3号について、加害者や被害者にもならないように努めることに関して、いじめの禁止では解決できず、また被害者にもならないように努めるという言葉には、いじめられる側にも改善すべき問題があるのだという含みを持っていると感じられます。いじめるほうが悪くて、いじめられる子は悪くないという認識に立つべきと考えます。

以上です。

○委員長（齊藤正範委員） 次に、川村農夫委員から提出されました修正案を職員に朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

川村農夫委員。

○（川村農夫委員） その下にあります提案理由の朗読をもって説明にかえたいと思います。

第6条第2項、第9条、第13条に示す思いやり、そして尊重、心通う対人交流をうたうには、理念に柱として記す必要があると考えます。そして、人間社会の根底にあるべき人として最も大切なことであるとともに、矢巾町町民憲章にうたう和といたわりの人間関係を一番のバックボーンにして、この憲章のもとにいじめ防止対策に取り組むべきものを定めていく条例と考えます。

以上であります。

○委員長（齊藤正範委員） 提案理由の説明が終わりましたので、第3条の2つの案についての質疑を一括で受けたいと思います。

質疑または意見のある方。川村委員。

○（川村よし子委員） 日本共産党として小川文子委員がお話ししましたがけれども、事前にぎりぎりだったのですけれども、9時早々に改正の修正案を入れかえをする申し入れをしましたがけれども、みんなの多数決で少数派で配付できませんでしたので、私は、この第3条にもですけれども、個人の尊厳を基本とする憲法と子どもの権利条約の理念にのっとり、いじめを受けずに安全に生きることが子どもの権利であることを明らかにし、これを保証するということが第3条には修正、私たち日本共産党の修正としては、いじめは子どもの尊厳を侵し、重大な人権侵害であるとの認識のもと、町、学校、保護者、町民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現のため、それぞれの任務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

提案理由として、町、教育委員会、学校には、子どもが安全に教育を受ける義務はありますが、保護者、町民及び事業者に義務を押しつけることはできません。（4）番、いじめは絶対に許さない行為であるという考え方を基本であるとは、本質的には、パブコメ前の条例案と内容は同様で変わっていません。（4）、いじめは人権侵害で暴力であるに変えると賛成できるところはあります。基本的には、大津市の条例を生かした基本理念になります。

以上で私の考えを発言しました。

○委員長（齊藤正範委員） そのほかの方はありますか。

はい。

○（廣田清実委員） 今の説明の中で、町民とか義務という表現をしたのですけれども、ここに載っているのは、責務という形で義務ではないと思うのですけれども、その確認をちょっとお願いします。今の町民に義務という発言をしましたよね。ここに載っているのは責務です。その違いをちょっとお願いします。ちょっとそこを聞かないと。

○委員長（齊藤正範委員） それを聞かないと判断できないということですね。

○（廣田清実委員） そうですね、義務と責務では大きく違いますから、今言ったのは、義務を課しているという話ですよ。

（「済みません、学校、町、教育委員会、いいですか」

の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） 手を挙げて。

（「済みません」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） よし子委員、はい、どうぞ。

○（川村よし子委員） 町、教育委員会、学校にはです。

（「その後の町民にも義務を課している」の声あり）

（「だから保護者、町民及び事業者に義務を押しつけることはできません。ですので、私は」の声あり）

（「条例の中には義務ではなくて責務としか出ていないのですけれども、それを義務と読み直すのですか」の声あり）

（「責務と義務とどのように違うかわかりますか」の声あり）

（「そういうの」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ちょっと個人間でやりとりはしないようにお願いします。

川村委員の考え方は、そういう考えなそうです。もしかこの後賛否、それぞれの2つの修正案出ていますけれども、それぞれ別に賛否とりますので、そのことの発言を参考に判断してもらえればというように整理させてもらいたいと思います。

そのほか意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようですので、これで質疑は終わります。

先ほど説明したとおり、第3条については、2つの案がその修正案として出されております。1つの案ずつ採決をいたしますので、前の条の部分はそこで終わり、次の条は、新たな採決ということで諮っていくことといたしますが、いいでしょうか。

（「はい、いいです」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、お諮りします。

日本共産党さんから出されている修正案に賛成の方、起立でお願いしたいと思います。

（賛成者起立）

○委員長（齊藤正範委員） 起立1名でいいですか。それでは、起立1名、少数でありますので、否決となります。

続きまして、川村農夫委員から出されております修正案について採決をいたします。
賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(齊藤正範委員) 起立少数でございます。

否決ということで原案どおりになります。

以上で第3条の審議を終わります。

続きまして、第6条の修正案について審議いたします。

訂正の内容は、一部改正であり、提出者は、日本共産党であります。職員に修正案を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

小川委員。

○(小川文子委員) 学校施設には、安全配慮、施設管理者には、安全配慮義務が現実にあります。しかし、改めてそれを明記することによっていじめの防止に資するものと考えた形でございます。

以上です。

○委員長(齊藤正範委員) 提案理由の説明が終わりました。

質疑やご意見を受けたいと思います。質疑、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) ないようでありますので、これで質疑等を終わります。

それでは、第6条の修正案について起立により採決を行います。

第6条は、修正案のとおり決することに賛成する委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(齊藤正範委員) 起立少数であります。

よって、第6条の修正案は否決されました。

以上で第6条の修正案について審議を終わります。

次に、第7条の修正案について審議いたします。

提案の内容は、全部削除であり、提出者は、日本共産党であります。

職員に修正案を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長（齊藤正範委員） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

日本共産党、小川委員。

○（小川文子委員） 提案理由を述べます。

いじめを正しく認識することは、学校や教育委員会に求められることであります。保護者は、家庭が子どもの居場所となれるよう温かく見守るとともに、子どもに信頼される大人になることではないでしょうか。また、子どもをいじめから保護することは、当然のことであり、これを明記するよりもいじめの早期発見に学校と保護者が協力し合いながら取り組むことが大切であり、学校の対策に保護者の協力を求めることは不十分と考えます。

以上です。

○委員長（齊藤正範委員） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑やご意見を受けたいと思います。質疑、ご意見ございませんか。

川村よし子委員。

○（川村よし子委員） 先ほども述べましたが、事前に差しかえをお願いしましたが、差しかえできないという委員の判断でしたので、ここで修正案について説明させていただきます。

保護者の責務を保護者の役割として、第7条、いじめは人権侵害であり、暴力であり、許さない行為であることを認識するよう努める。2項として、保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護しなければならない。3項として、保護者は、学校にいじめについての相談する権利を保証し、知る権利を有する。

提案理由として、保護者に責任を負わせるような考え方ではなく、保護者の相談や知る権利を保証することが必要です。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質疑、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで質疑等を終わります。

それでは、第7条の修正案について起立により採決を行います。

第7条の修正案のとおり決することに賛成する委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（齊藤正範委員） 賛成少数でありますので、第7条の修正案は否決されました。

以上で第7条の修正案について審議を終わります。

次に、第26条の修正案について審議いたします。

提案の内容は、一部改正であり、提出者は、日本共産党であります。

職員に修正案を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

日本共産党、小川委員。

○(小川文子委員) 近年のいじめ事件では、隠蔽をされるということがありまして、保護者あるいはいじめ被害者が万が一重大事件に陥った場合でも、この1条がありますと、安心して説明を求めることができると思います。

以上です。

○委員長(齊藤正範委員) 提案理由の説明が終わりましたので、質疑やご意見を受けたいと思います。質疑、ご意見ございませんか。

あと質疑、意見ある方おられますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) ないようでありますので、これで質疑等を終わります。

それでは、第26条の修正案について起立により採決を行います。

第26条は、修正案のとおり決することに賛成する委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(齊藤正範委員) 起立少数であります。

よって、第26条の修正案は否決されました。

以上で第26条の修正案についての審議を終わります。

次に、附則の修正案について審議いたします。

提案の内容は、一部改正であり、提出者は、川村農夫委員であります。

職員に修正案を朗読させます。

(職員朗読)

○委員長(齊藤正範委員) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

川村農夫委員。

○(川村農夫委員) この条例に基づきまして、いろいろ町で定めておりますいじめ防止基本方針等の運用がなされているということになります。その中で行動計画と言えるものとして、矢巾町いじめ防止基本方針の中に、いじめ防止等のために学校が実施すべき施策として云々、校長の強力なリーダーシップのもと学校の実情に応じた対策を推進することが必要であると記されております。

さらに、(3)、学校におけるいじめの防止等に関する取り組みには、いじめゼロキャンペーンなど、啓発活動を行うなどとしておりますが、一例として、前3条で上げました大津市では、いじめ防止啓発月間を定め、6月と10月に各1カ月の取り組みを行うなど、事案の風化防止、再発防止に努めております。

本条例の目指すものや、こうした取り組み等、運用実績を踏まえての必要な措置を講ずる必要が生じるものと想定して、施行2年後を規定するものであります。

以上であります。

○委員長（齊藤正範委員） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑やご意見を受けたいと思います。

質疑、ご意見ございませんか。

義一委員、どうぞ。

○（藤原義一委員） ただいま2年ですか、また条例について検討しろという修正案でございます。いずれこういったものは、できれば完全なものということもなかなかないわけでありまして、当然見直し等々は、その都度都度やっぱりやっぺっていく必要があるし、また当局側あるいは我々議会からしても、いろいろ提案しながら、見直しは当然やっぺっていくものというふうに考えております。しかしながら、ここの附則の中にあえて決めなければならないということも、そういったことから私はないと思いますので、私はこのことについては、決めなくてもいい、反対だということです。

以上です。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質疑や意見ありませんか。

川村よし子委員。

○（川村よし子委員） そもそも子どもの権利条約が活かされていない条例案ですので、私はここ2年という言葉も入れたほうがいいと思います。それに賛成です。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ないようでありますので、これで質疑等を終わります。

それでは、附則の修正案について起立により採決を行います。

附則は、修正案のとおり決することに賛成する委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（齊藤正範委員） 起立多数でありますので、よって、附則の修正案は、可決されま

した。

以上で附則の修正案についての審議を終わります。

続きまして、村松信一委員から意見の提出がありましたことを報告いたします。

意見書はつけておりますので、見てもらいたいというように思います。

それで、以降の進め方についてお諮りいたしたいと思います。

この後、ただいま審議された結果について幹事会について、その意見、条文の部分の表現や、そういう部分についての意見を取りまとめたいと思います。幹事会は、各会派からそれぞれ1名は出ておりますので、10時50分から幹事会をこの全協の場で行いたいと思いますので、草案のまとめ等について幹事会で決めていきたいと思いますので、各会派集まりまして、万が一意見等を聞きますので、まとめてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

はい。

- （川村よし子委員） 幹事会やるのはいいのですけれども、私たちが提案、最終案を出したのは、配付はできないという多数決で決まりましたけれども、私は、第8条、第9条も修正案を出しております。そのことをちょっとここで皆さんに審議して、それを発言させていただきたいと思うのですけれども、それを問題にしてほしいのですけれども、お願いします。

（「反対」の声あり）

- 委員長（齊藤正範委員） ただいま川村よし子委員から違う部分についても意見を述べたいという、その発言がありますけれども、このことについて皆さんどうですか。

（「反対」の声あり）

- 委員長（齊藤正範委員） 賛成という方、おられますか。

それでは、ちょっと賛成という意見がありませんので、この審議については、終了といたしたいと思います。皆さんのほうで異議なければ、10時50分から幹事会で詳しい部分を協議したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは……

（「委員長、ちょっと済みません」の声あり）

- 委員長（齊藤正範委員） はい。

（「終わるのですか、ちょっと意見ある、ちょっと聞きたいことあります」の声あり）

- 委員長（齊藤正範委員） はい、どうぞ。村松信一委員。

○（村松信一委員） その意見書、最後までついています。これの取り扱いは、これは申し送りするのですか。それを聞きたいのです。ただ、このままある、出していますね程度で、その後どうなるのですかということ。

○委員長（齊藤正範委員） それちょっと幹事会で協議させてもらいたいと思います。

○（村松信一委員） だったら、その幹事会で決めるということをお先に言ってもらわないと、わからないではないですか。そう言ってほしいのですけれども、では幹事会で決めるということですね。はい、わかりました。

○委員長（齊藤正範委員） そのほか。

よし子委員、どうぞ。

○（川村よし子委員） 済みません、私の意見も、修正案もここでは審議できなかったのですが、今の村松委員さんの話は、もうちゃんと配付されているので、ここでちゃんと話し合う必要があると思うのですけれども、どうですか。

（「意見だよ」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ただいまこの場につきましては、修正案の採決、可否をとる場でありまして、ですので、その意見の取り扱いについては、幹事会で取り扱うというふうに決めましたので、そこの場で審議していただきます。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） よし子委員、どうぞ。

○（川村よし子委員） 委員長の進め方が、この特別委員会に可否をとるところが一番気になる場所なのですけれども、どういうふうなことで可否をとるのですか。特別委員会で可否をとるとするのは、なかなかないのですけれども……

（「あるある」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） 条例審議の部分をお付託されておりますので、それは特別委員会として、その条例は可決するものかどうかという部分を議長に報告しなければなりませんので、その部分で意見が一本になりませんでしたので、可否で決めさせてもらっております。

（「異議なし、休憩、散会」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、休憩いたしますので……

（「終わりだな」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） それでは、済みません。お諮りします。幹事会でいろいろ意見をまとめますけれども、次回、そのまとめた部分については、3月21日の予算決算常任委員会

の部分でも意見を取りまとめる、その機会がありますので、その後に案を皆さんに諮ってお決めするという取り扱いでいいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(「ちょっともう一回」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) 修正案の案ですけれども。

(何事か声あり)

○委員長(齊藤正範委員) 済みませんでした。整理できていなくて、申しわけありませんでした。

附則部分については、修正するという事で皆さん賛成で、そのように取り扱い、そのほかについては、原案どおり取り扱うということと、その意見を出すという、そのほかに幹事会を開きまして、まだ意見が出ておりますので、その取り扱いについて決めてまいりたいと思います。修正案につきましては、法規等もいろいろ絡んでくる分もあるかもしれませんが、我々議会と事務局でちょっと足りない部分があるかもしれませんが、法規担当のほうと相談した文面ということになるとと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) それでは、そのように進めさせていただきます。

済みません、先ほど言った時間がちょっと経過しておりますので、11時から幹事会を開催したいと思います。

どうもご苦労さまでございました。

(「要望がございます」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) はい、どうぞ。

○(小川文子委員) ちょっと幹事ではないので、要望させていただきます。

今回の条例案は、最初のは、町のホームページにも載せられてパブコメをいただいたわけで、その後に町がまずまた再度改正して出したわけなのですけれども、今度は議決事項には上がってきたのですけれども、これが町のホームページには掲載されて現在おりませんので、町民からこれだけたくさんの意見をいただいたのですから、町のホームページ等に上げて、広く町民に知らしめることを町に要望することを申し述べたいのですけれども、委員会として要望ができないものか。

(「修正案は」の声あり)

○(小川文子委員) 修正案というよりも、今の条例案、改正された条例案が、まだ町民の目

に触れていないと。ホームページ上に載せていただくように要望を……

(「終わったらね、ちゃんと」の声あり)

○(小川文子委員) 決まる前に……

(「まだ決まっていない」の声あり)

○(小川文子委員) 決まっていないのですけれども、パブコメをいただいた後、どのように変わったのかということ、パブコメを出した方々から、まず聞かれて、私もそういうことは、まだホームページに載っていなかったということで、これは何よりも町民が広く議論をすることが大事だと思うのです。

(「我々に委ねられたのだよ、提案されて付託されているの。我々が決してからでないと報告できない」
の声あり)

○(小川文子委員) そのところはちょっと……

(何事か声あり)

○委員長(齊藤正範委員) 意見のある方、よし子委員、どうぞ。

○(川村よし子委員) 今の小川文子委員のことについて、もう一回私自身の考え方もあれですけれども、パブコメをもらった方たちにも、その新しい案が示されていないわけです。自分たちが意見を投稿したり、いろいろ求めたのに対して、新しい条例案は示されていないわけ、議会だけにしか。ですので、やっぱり町民に知らせて、そして保護者や子どもたち、それから地域住民にも知らせて、そしていろんな意見をとったほうがいいと思います。

特にも、このいじめ防止条例は、やっぱりその町民とか、保護者とか、子どもたちにも一緒のものにする必要があると思うのですけれども、そういうことで小川委員は発言していると思いますので。

○委員長(齊藤正範委員) その周知方法等も含めて意見がありましたら、幹事会を開催しますので、それらを含めた中でも検討しますけれども、この場合は、以上をもちまして散会といたしたいと思いますが、いいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) それでは、散会いたします。

午前10時47分 散会

いじめ対策調査特別委員会議事日程（第4号）

平成29年3月16日（木）午後3時33分開議

議事日程（第4号）

第1 審査報告書について

議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について

出席委員（16名）

委員長 齊藤正範 委員
赤丸秀雄 委員
廣田清実 委員
村松信一 委員
藤原梅昭 委員
山崎道夫 委員
川村よし子 委員
藤原由巳 委員
米倉清志 委員

水本淳一 委員
高橋安子 委員
昆秀一 委員
川村農夫 委員
高橋七郎 委員
小川文子 委員
藤原義一 委員

欠席委員（1名）

長谷川和男 委員

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田孝君 係 長藤原和久君

午後 3時33分 開議

○委員長（齊藤正範委員） 会議に先立ち、委員の皆さんにお諮りします。

本委員会の傍聴希望者には、委員会条例第17条第1項の規定により、傍聴の許可をしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（齊藤正範委員） ご異議ないようでありますので、許可することに決定いたします。

ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、12番、長谷川和男委員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまからいじめ対策調査特別委員会を開会します。

直ちにいじめ対策調査委員会の会議に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 審査報告書について

○委員長（齊藤正範委員） 日程第1、審査報告書について行います。

本日の日程は、付託を受けました議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定についてに対する審査報告書の取りまとめであります。

委員の皆様から意見等を参考に幹事会において審査意見書の草案を作成しましたので、ただいまからこの草案に対してご意見をお受けし、成案にしたいと思います。

草案は、お手元に配付したとおりであります。

ただいまからその草案を職員に朗読させます。

なお、朗読は、議案の次の審査意見の部分からいたします。

○議会事務局長（吉田 孝君） 本特別委員会は、平成29年2月20日付付託された上記の議案を審査した結果、別紙のとおり修正議決すべきものと決定し、修正部分を除く原案については、可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

ページを返していただきます。別紙を朗読いたします。

別紙。矢巾町いじめ防止対策に関する条例に対する修正案。

矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定案。

平成29年矢巾町議会定例会 3月会議、議案第4号の一部を次のように修正する。附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に、次の1項を加える。(検討)第2項、町長は、この条例の施行後2年を目途として、この条例の運用実績を検証し、及び児童等を取り巻く環境の変化等を勘案し、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

○委員長(齊藤正範委員) このように取りまとめをいたしましたので、委員の皆さんからご意見をお願いいたします。

ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) それでは、お諮りします。

この報告書を成案といたしまして、議長に提出することに決定したいと思いますが、異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤正範委員) 異議がないようでありますので、この報告書を成案として議長に提案することを決定いたしました。

また、幹事会において、条例の意見を発表する場合は、それぞれの議員の部分で資格は有しておりますので、委員の意見のある方は、その場で発表していただくというように幹事会では取りまとめしましたので、ある方は、その場でお願いしたいと思います。

(何事か声あり)

○委員長(齊藤正範委員) 済みません、討論の場です。発表してもらえればということで、委員会は、これのみの報告ということで幹事会で取りまとめましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、いじめ対策調査特別委員会に付託を受けました議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定についての審査及び審査報告書の作成について一切を終了いたしました。

○委員長(齊藤正範委員) これをもっていじめ対策調査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時39分 閉会